

# 平等院旧境内

## 多宝塔推定地第2次発掘調査概報

—京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う発掘調査—



1995

宇治市教育委員会



調査地全景



土器溜り S X63の土師皿（平安）



下層不明遺構 S X66の土器（弥生～古墳）

## 序

近年、宇治市では平等院を始めとする貴重な文化財が集中する宇治川谷口両岸部分において、宇治橋架け替えなどの都市基盤整備や源氏物語散策の道整備、万葉歌碑建立などの文化観光基盤整備が実施され、より質の高い歴史観光文化都市へと整備されつつあります。

今回の発掘調査の契機となりました京都府立宇治公園都市公園施設整備事業は、京都府と宇治市が一体となって進めております「歴史街道」整備の一環として、京都府によって計画されたもので、府立宇治公園の一部が平等院旧境内に該当するため事前に発掘調査を実施し、平等院関係遺跡が発見されれば、それを保護・活用しながら公園整備を進めるという目的にそって、昨年度に引き続き本市教育委員会が委託を受けて発掘調査を実施したものです。

昨年度の発掘調査では、平安期建物跡の一部と弥生時代から奈良時代の集落跡が発見され、今年度の調査でこの平安期建物跡の全貌を解明することを目的としました。

今回の発掘調査成果については、詳しく後述するところですが、平安期建物跡は平等院を創立した藤原頼通の娘、四条宮寛子によって建立された宝塔に想定できることが判明し、失われた平等院諸堂の解明に大きな手掛かりをえることができました。

本書が多くの方々の目にとまり、平等院そして宇治の歴史を知る上での一助になり、さらに京都府立宇治公園がこの貴重な遺跡を活かした公園へと整備される、その手助けになれば幸いです。

最後になりましたが、事業者である京都府宇治土木事務所をはじめ、発掘調査の実施についてご指導いただいた京都府教育委員会、調査に関してご指導・ご助力を賜りました関係各位に対して心よりお礼を申し上げます。

平成7年3月

宇治市教育委員会

教育長 岩本昭造

## 例　　言

1. 本書は、京都府宇治土木事務所が計画した京都府立宇治公園都市公園施設整備事業に伴う平等院旧境内遺跡多宝塔推定地の第2次発掘調査報告書である。
2. 発掘調査地は、宇治市宇治塔の川所在京都府立宇治公園内である。
3. 本書は、宇治市教育委員会が刊行する『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』の第26集にある。
4. 本発掘調査の測量が使用した基準点は、平等院庭園内に設置されている国土座標を基にした平等院基準点である。
5. 本書が収録する発掘関係資料は宇治市教育委員会が保管・管理している。
6. 本書の編集は、宇治市教育委員会社会教育課文化財保護係が行い、実務を杉本宏が担当した。本書の執筆分担は下記のとおりである。

I・III・IV・VI章 … 杉本 宏

II・V章 … 吹田直子

## 本文目次

I. はじめに.....	1
II. 位置と環境.....	2
A. 調査地の地形と環境.....	2
B. 塔の川遺跡とその周辺.....	2
C. 平等院の建立とその変遷.....	5
III. 調査の経過.....	6
A. 調査に至る経過.....	6
B. 発掘調査の経過.....	9
C. 発掘調査の委託協定・体制等.....	10
IV. 検出遺構.....	11
A. 土層の状況.....	11
B. 上層遺構.....	11
C. 下層遺構.....	20
V. 出土遺物.....	22
A. 上層遺構出土遺物.....	22
B. 下層遺構出土遺物.....	25
VI. まとめ.....	33
A. 基壇建物SB60と平等院御塔.....	33
B. 塔の川遺跡について.....	44
C. おわりに.....	46
(註).....	47

## 挿 図 目 次

第1図 調査地の状況	1
第2図 平等院付近の地形と旧境内の広がり	3
第3図 字治周辺の主要古代遺跡	4
第4図 第1次調査時の基壇建物 S B60と園路 S F61	6
第5図 第1次調査上空写真	7
第6図 調査地位置図	8
第7図 説明会風景	9
第8図 調査地全景	12
第9図 調査地全景	12
第10図 調査地北東部の状況	13
第11図 調査地南東部の状況	13
第12図 遺構平面図	14
第13図 基壇建物 S B60実測図	16
第14図 基壇建物 S B60全景	17
第15図 基壇建物 S B60全景	17
第16図 S B60南辺張り出し	18
第17図 S B60東辺張り出し	18
第18図 土器溜り S X63	19
第19図 土壙 S K64	20
第20図 柵列 S A65	20
第21図 不明遺構 S X66調査状況	21
第22図 不明遺構 S X66土器出土状況	21
第23図 不明遺構 S X66南部	21
第24図 土器溜り S X63出土土器実測図	22
第25図 S X63出土土器法量図	23
第26図 土壙 S K64出土瓦	23
第27図 凤凰堂出土瓦	23
第28図 瓦類拓本・実測図	24
第29図 不明遺構 S X66出土土器実測図	28

第30図 不明遺構 S X 66出土土器写真	29
第31図 不明遺構 S X 66・包含層出土土器実測図	30
第32図 不明遺構 S X 66・包含層出土土器写真	31
第33図 S X 66出土鉄鏹	32
第34図 『山槐記』治承三年三月三日条指図	35
第35図 平等院伽藍復元略図	37
第36図 最勝院蔵『平等院境内古図乙図』(書き起こし)	39
第37図 西大寺金銅製宝塔	40
第38図 石山寺多宝塔	40
第39図 根来寺多宝大塔平面図	41
第40図 多宝塔平面規模比較図	42
第41図 塔の川遺跡出土土器編年略図	45

## 表 目 次

第1表 桃山以前の現存主要多宝塔一覧	43
第2表 抄 錄	48

## I. はじめに

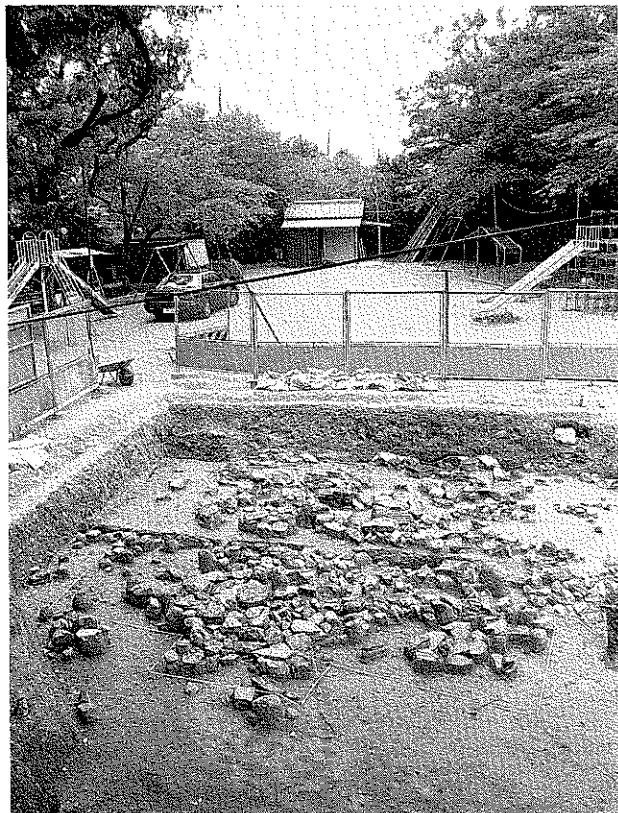
本報告は、史跡名勝平等院庭園に隣接する宇治塔の川地内京都府立宇治公園において、京都府宇治土木事務所が計画した都市公園施設整備事業に伴い、該当する平等院旧境内遺跡を昨年度に引き続き発掘調査した成果を収録したものである。

平等院は、藤原頼通によって創建されて以来、その中心堂宇である鳳凰堂(阿弥陀堂)とそれを取り巻く庭園が現在に伝えられ、それぞれ国宝と史跡・名勝に指定されているが、往時は数多くの堂塔が建ち、寺域も現在よりかなり広かつたことが記録、そして地形や地割りから理解されている。平等院旧境内遺跡は、このようななかつての境内地を埋蔵文化財包蔵地として把握しているもので、遺跡の範囲は鳳凰堂を中心に南北400m、東西300mほどとなっている。

発掘調査地点は、史跡及び名勝に指定される現平等院境内の南東隣接部分にあたり、京都府立宇治公園の一部として遊具などが設置されている。昨年度(第1次)の発掘調査では、上層で平等院に関する平安期の基壇建物遺構を確認し、下層で弥生から奈良時代の集落跡(塔の川遺跡)を確認した。しかし、上層の基壇建物遺構については、調査区南端で一部の検出に止まり、その全容解明については年度をあらためて発掘調査を実施する必要が生じたため、今回の第2次発掘調査の実施となったものである。

調査成果の詳しい内容については後述するとおりであるが、平安期の基壇建物遺構については藤原頼通の娘の四条宮寛子によって建立された塔跡と想定され、かつての平等院伽藍を究明する上で貴重な成果を得ることができたと共に、当公園の施設整備計画策定に対する重要な資料となりうるものと考えている。

本書は、平成6年度に実施した第2次発掘調査の成果概要を中心とし、必要に応じて第1次発掘調査の内容を加えながら調査成果を報告するものである。



第1図 調査地の状況（南から）

## II. 位置と環境

### A. 調査地の地形と環境

宇治市は、京都市の東南方向にあたり、京都盆地の東辺部に位置する。市域の東部分は、醍醐・笠取山地が広がり、西部には広大な巨椋池干拓地水田(昭和16年干拓)と山地から巨椋池へと移行する低丘陵が展開している。琵琶湖に源を発し、醍醐・笠取山地間を西流して市域を南北に貫流する宇治川は、南山城盆地を北流してきた木津川、北山城盆地を南下してきた桂川・鴨川と共にかつては巨椋池に注いでおり、ここに巨大な遊水池を形成していた。

宇治の生活の主舞台は、巨椋池と山地に挟まれた低丘陵から平野部にかけてであり、この地理的状況が巨椋池によって分断された南北山城盆地の結接点として、また水陸交通の結接点として、宇治に独自の役割を与える要件となっていた。

調査地の所在する宇治塔の川地区は、宇治川が狭隘な谷あいを抜け、平野に流れ出す谷口部左岸に位置し、現平等院境内の南に隣接する場所である。調査地は塔の川地区の東端、宇治川に面する段丘上にあたり、現在は京都府立宇治公園の一角として公園となっている。

この辺りの地形は、南側丘陵の下位に形成された段丘面と、段丘面から北にむかって緩やかに下降する緩傾斜地とからなり、ここに平等院を含む宇治市街地が展開している。平等院境内は、丁度この段丘面と緩傾斜の境目に占地しており、境内の南側が段丘面に、北側が緩傾斜面になっている。現在の平等院諸堂のうち、標高21m程の段丘面上には南門、鐘楼、淨土院、宝物館が存在し、阿弥陀堂(鳳凰堂)、園池、觀音堂、北門、最勝院などは標高約17~16mの緩傾斜面に存在している。

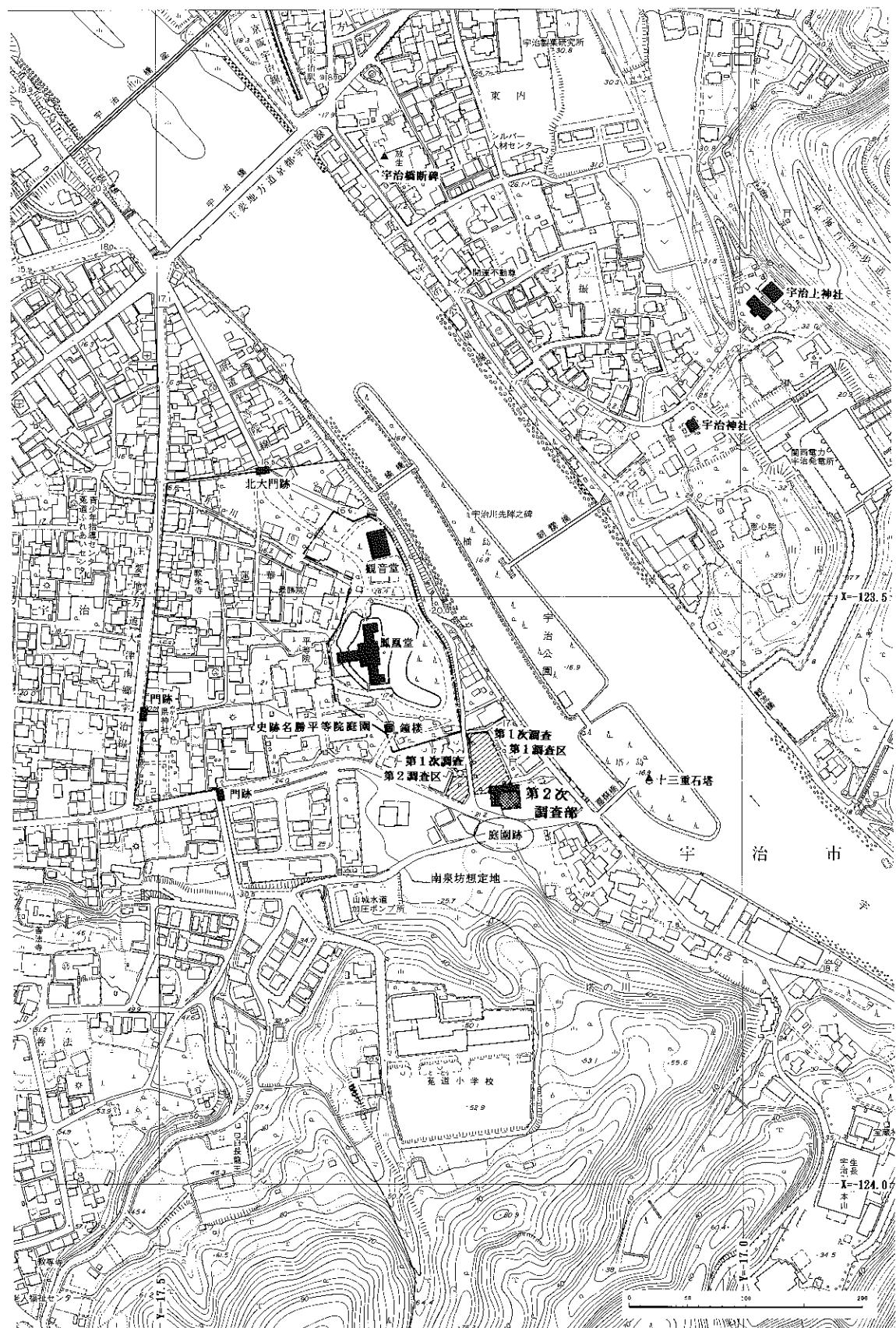
調査地は段丘面上にあたり、鳳凰堂付近とは約4mの標高差がある。調査地は阿弥陀堂から南東方向に約150mの地点となっている。

### B. 塔の川遺跡とその周辺

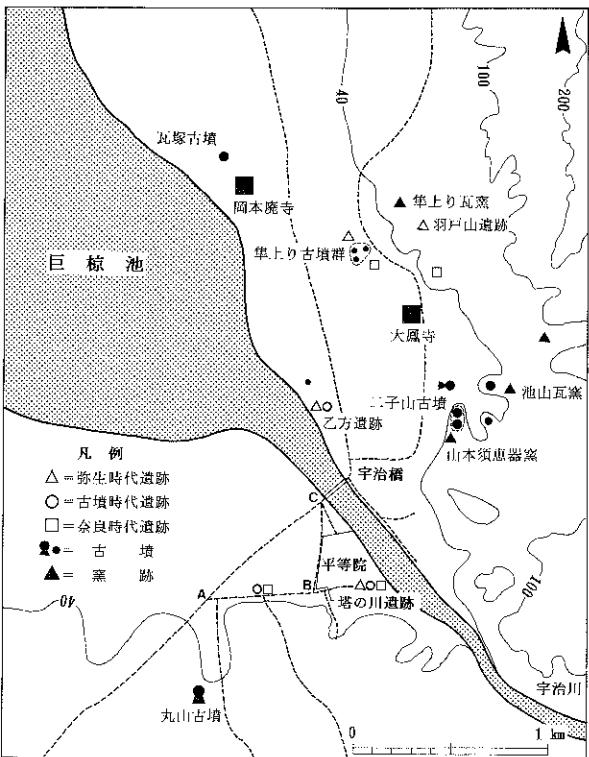
平等院下層に弥生~奈良時代の集落跡が存在することを確認し、新たに「塔の川遺跡」と命名することについては、昨年度の第1次調査で報告した。

今回の発掘調査においても、平等院関係遺構と共に塔の川遺跡関係遺構・遺物を検出しておらず、まず原始・古代における宇治川谷口部の遺跡状況から見ていくこととした。

当地における人々の活動が縄文時代後期にまで溯ることは、塔の川遺跡内において出土する土器断片から窺うことができるが、具体像はなお不明な段階にある。現在、遺構・遺物において明らかな人々の活動痕跡を見出だすことができるようになるのは、弥生時代中期である。



第2図 平等院付近の地形と旧境内の広がり



第3図 宇治周辺の主要古代遺跡

当期の遺跡は塔の川遺跡を始め、当該調査地から北に600mほどの宇治川右岸に位置する乙方遺跡があり、弥生時代中期の堅穴住居、方形周構墓などが確認されている。塔の川遺跡は弥生時代後期に至り発展を遂げたようで、土器出土量の飛躍的増加がそれを裏付けている。同時期、やや周囲に視野を広げてみると、調査地から2kmほど北東の、標高70mの高位段丘上に羽戸山遺跡が営まれている。この遺跡は、いわゆる高地性集落と呼ばれるもので、南山城地域に広範なネットワークを形成していた高地性集落の一つであると考えられている。

このように、弥生時代における宇治川谷口部の集落は、塔の川遺跡を核に展開した

様子を現在読み取ることができるが、つぎの古墳時代になっても、その前半期ではほぼ同じ状況が続いたようだ。

塔の川遺跡で引き続き集落が営まれていることは、昨年度の第1次調査や今回の調査成果から確認され、出土土器量や遺構の状況からすれば、前代より更に発展を遂げているといつても過言でない。

古墳時代中期になると、調査地から約500m離れた宇治川右岸山上に二子山古墳が築造される。径40m前後の円墳2基から構成されるこの古墳は、甲冑・武器を始めとする豊富な副葬品を持ち、強大なかなりの軍事力を背景とした有力豪族が当地域に育っていたことを窺わせている。

古墳時代後期では、塔の川遺跡でも集落は継続しているが、主に宇治川対岸で集落の拡大傾向を迎え、前述の二子山古墳北麓では前方後円墳門ノ前古墳が築造されている。また、同時期では二重周濠を持つ大型前方後円墳二子塚古墳が北方の木幡地区に築造され、その背後丘陵には南山城最大規模の群集墳木幡古墳群が造墓活動に入っている。このような事は、宇治川谷口部を核に集落が展開した弥生時代や古墳時代中期までとは違い、その核となる地域が宇治川右岸域に移行していることを示していると思われる。

飛鳥・奈良時代においても集落・古代寺院の展開は、宇治川右岸域を中心に認められる。大和豊浦寺の創建瓦を生産した窯である隼上り瓦窯跡、大和川原寺と同型式の瓦をもつ大鳳

寺跡、法隆寺と同型式の瓦を採用する岡本廃寺、大型集落の菟道遺跡は、宇治川右岸域の主要遺跡である。塔の川遺跡でもこの時代に集落の継続形成がなされ、大化二年(646)に宇治川谷口部に宇治橋が架橋されることとなる。

### C. 平等院の建立とその変遷

平安京遷都に伴い、宇治は南都までの中継地として、また風光明媚な地として中央権門の注目をうけ、平安初期から別業の造営が開始されたことを記録にみることができる。

平等院の前身もこれら別業のひとつ、左大臣源融の宇治別業であったと考えられている。その後、宇治別業は宇多天皇へ引き継がれ、更に六条宮敦実親王、源重信へと伝領され、長徳四年(998)に道長が重信婦人からこれを取得することにより藤原氏の所有するところとなったと『花鳥余情』は伝える。

万寿四年(1027)に道長が没すると、別業はその子頼通に受け継がれ、後にこれを寺院化することによって平等院が創立されることになる。

平等院の創立は、当時末法初年と考えられていた永承7年(1052)のことである。この年に完成したのは大日如来を主尊とする本堂であり、翌天喜元年に阿弥陀堂が完成している。阿弥陀堂は丈六の定朝作阿弥陀如来坐像を安置し、池中の中島に建てられた宝殿造の特異な建造物であり、その造営思想には極楽浄土の創出性が色濃く認められる。鳳凰堂完成後も伽藍の整備は着実に進み、天喜四年(1056)に法華堂、康平四年(1061)に多宝塔、治暦二年(1066)に五大堂、延久五年(1073)に不動堂が完成し、頼通が没する延久六年までには主要堂塔は一応の完成をみたようだ。

現在、平等院境内には、鳳凰堂・觀音堂の2堂と鐘楼が建っている。鳳凰堂は言うまでもなく天喜元年に完成した阿弥陀堂のことであり、觀音堂・鐘楼は鎌倉期の建物であるが、共にもともとここに建てられていた建物ではない。觀音堂は、近世初頭に釣殿が焼失したために近くから移築された建物と伝えられ、鐘楼も鐘は創建期のものではあるが、楼自体は再建である。創建期での鐘楼の場所は、境内の北部宇治川縁であることが記録から推定でき、現在地と大きくその位置を違えている。

平等院創建期の建物が失われていく最初の事件は、建武三年(1336)正月、楠正成と畠山高國の合戦による兵火と言われる。この時「コトゴトニ焼ケル」と『太平記』は記す。建武三年を境にして、平等院の様子が大きく異なることは他の記録からも確認でき、この事件が創建以来の平等院に大きな打撃を与えたことは確かなようだ。さらに元禄十一年(1698)の宇治大火により門を焼失し、鳳凰堂が今に伝えられることとなっている。このような失われた諸堂の場所については、未だに多くが不明のままとなっており、その発見は平等院の実体解明にとって大きな課題となっている。

### III. 調査の経過

#### A. 調査に至る経過

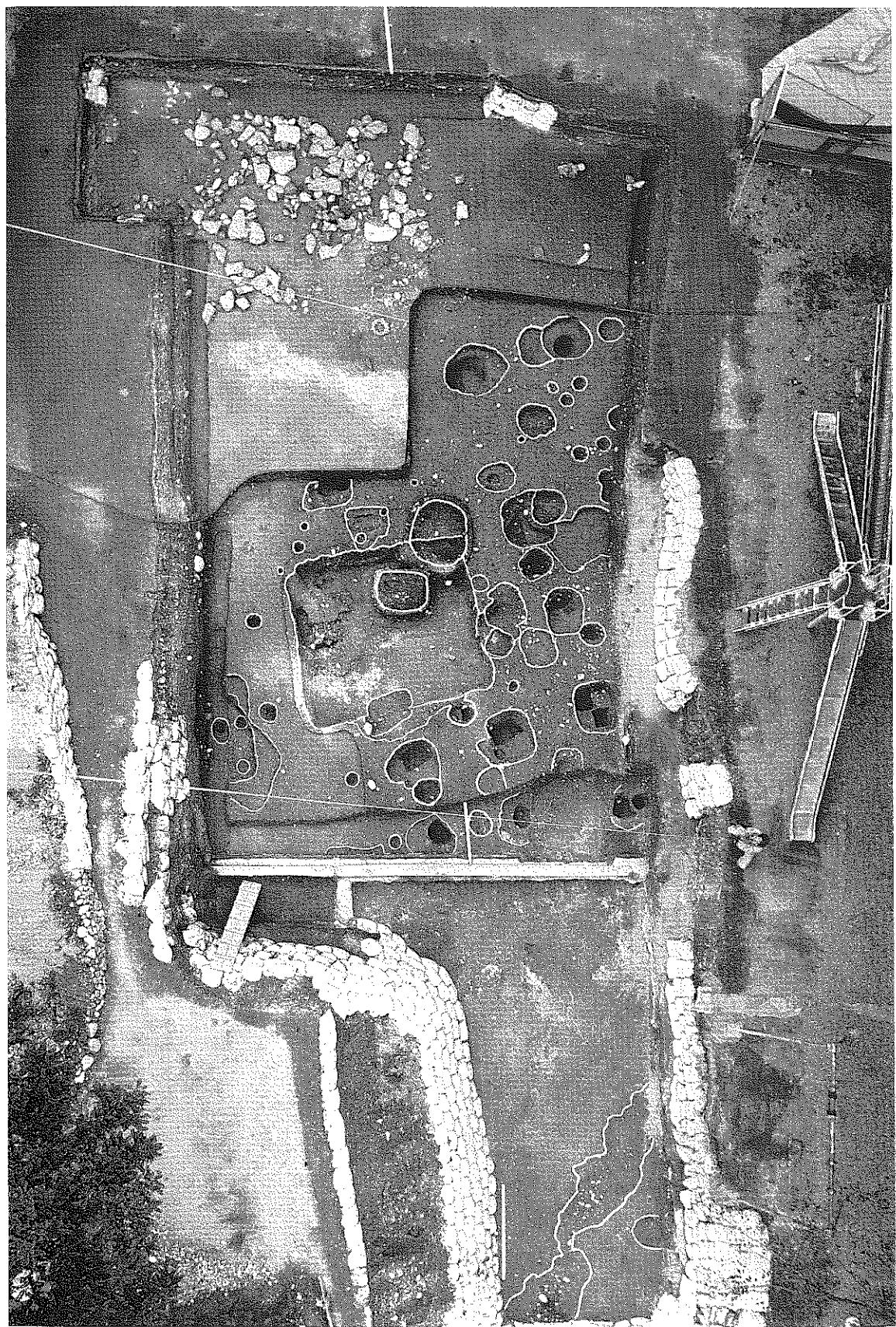
宇治市では現在、「歴史街道」整備構想に伴い観光施設整備が平等院を含む宇治川谷山部分において進められている。当発掘調査は、京都府宇治土木事務所によって「歴史街道」整備構想の一環として計画された京都府立宇治公園都市公園施設整備事業開始に先立ち、当該公園地内に埋蔵される平等院関係遺跡の発掘調査を実施し、その保護を図ると共に調査成果を公園施設整備に反映させることを目的として実施したものである。

発掘調査の実施については、京都府宇治土木事務所、京都府教育委員会、宇治市教育委員会の三者間で協議を行い、宇治市教育委員会が京都府宇治土木事務所からの委託を受けて実施することとなった。今年度の発掘調査は、この計画に基づく第2次の発掘調査であり、昨年度の第1次発掘調査に引き続き実施したものである。

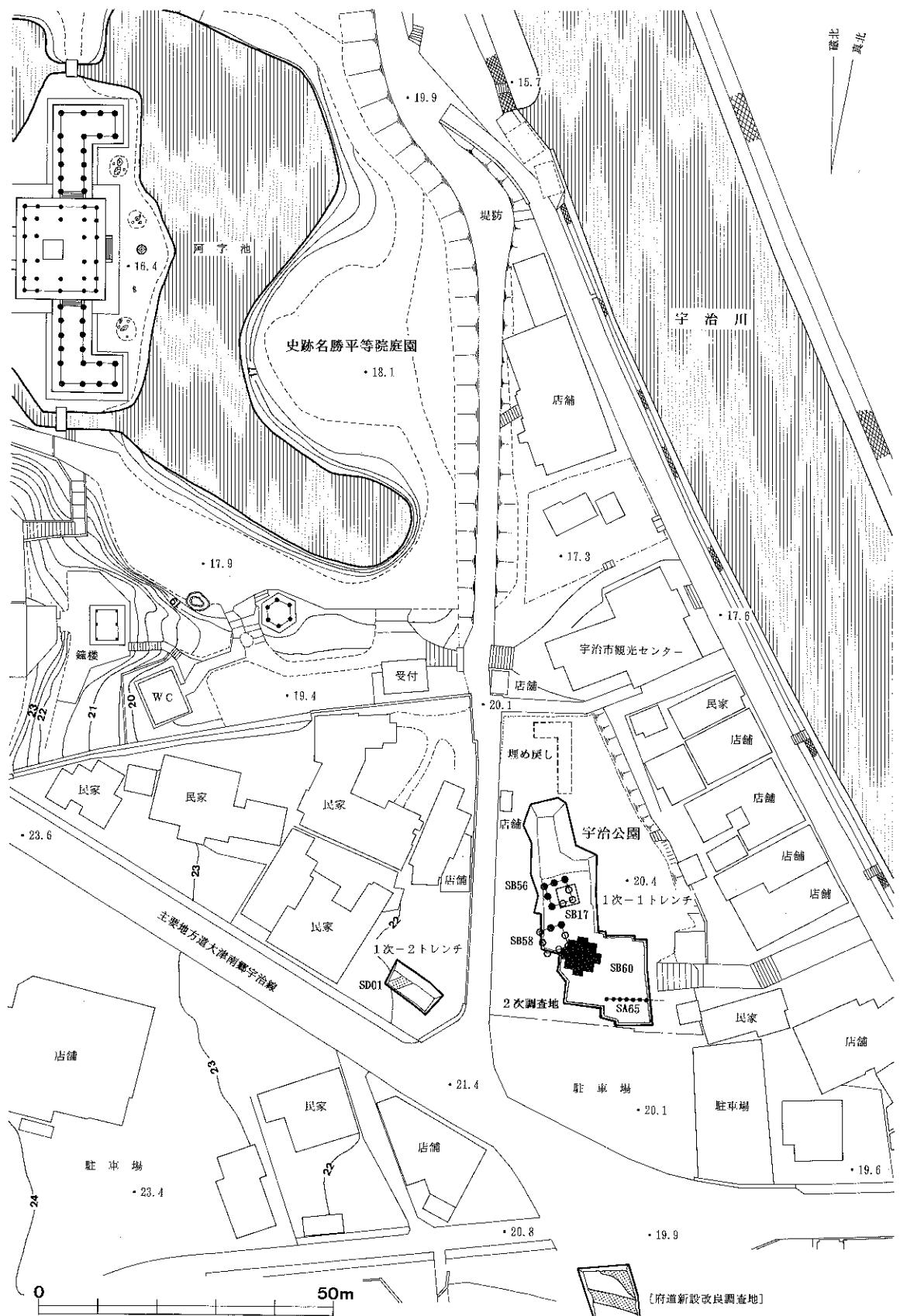
平成5年度に実施した第1次発掘調査では、当該地での遺構面は大きく上層と下層の2面に分かれていることが確認され、上層が平安時代の遺構面、下層が弥生時代から奈良時代に至る遺構面であることが理解された。遺構的には、下層では竪穴住居S B17や掘立柱建物S



第4図 第1次調査時の基壇建物S B60と園路S F61



第5図 第1次調査上空写真（上が南）



第6図 調査地位置図



第7図 説明会風景

B56を始めとする集落関係遺構(塔の川遺跡)を検出し、上層で園路 S F 61、基壇建物 S B 60等の平等院関係遺構を検出した。しかし、上層の基壇建物 S B 60については、その一部が調査区南端部で確認できたに過ぎず、その全容解明には調査区の南への拡張が必要であった。この第1次発掘調査の状況を受けて先の三者間で協議を行い、基壇建物 S B 60の全容解明のため第2次発掘調査を実施すること、この調査の障害となる公園管理事務所と倉庫を平成5年度中に移転し、第2次発掘調査は平成6年度前半に行うことと申し合せた。

#### B. 発掘調査の経過

当公園は、宇治川右岸堤防道路に続く石畳

敷の宇治市道によって東西に分割されているため、公園の主体部分である東側地区を第1調査区、西側部分を第2調査区とし、今回は第2調査区南端部で発掘調査を実施することとなった。準備作業は平成6年4月25日から始め、5月20日に一部樹木の伐採、そして引き続いて発掘調査に入ることとした。

発掘調査は、昨年度に一部検出した基壇建物 S B 60全体を含むように約15m四方のトレーニング設定を行い、表土排除作業を重機によって始めた。掘削土砂を搬出処分しながら約50cm厚の新しい盛土を排除したところ、昨年度に埋め戻した基壇建物 S B 60の一部と建物の続きである石の集積、そして所々に方形の攪乱壙と公園の暗渠排水溝が認められた。したがって、これ以降の遺構検出はもっぱら人力で行うこととした。例年に無い異常な日照り気象の中での発掘調査となつた。

遺構完掘は7月19日であり、同日に遺構検出全体写真を撮影し、7月21日に遺構平面図作成のためバルーン使用の写真測量を行い、20分の1に図化した。測量に使用した基準点は、平等院境内に設置されている国土基準点からの移設点である。発掘成果の現地説明会は7月23日に開催した。

埋め戻しに関しては、透水性のビニルシートで遺構面を保護し、全面に真砂土を30cm厚で被せ、その後に土砂で埋め戻した。

このような作業を終え調査地が現状復旧したのは8月12日であり、同日をもって発掘調査を終了することとした。発掘調査面積は225m<sup>2</sup>である。

### C. 発掘調査の委託協定・体制等

発掘調査の実施に関する委託協定と発掘調査の体制等については以下のとおりである。

#### (委託協定)

本件の発掘調査に関する委託協定の締結については、下記の当事者間で行った。協定締結日は平成6年4月20日であり、委託金額は金14,054,000円である。

委託者	京都府宇治土木事務所長	福島慶樹
受託者	宇治市長	池本正夫

#### (発掘調査の体制)

委託協定に基づいて、発掘調査は宇治市教育委員会が下記の体制で実施した。

発掘主体者	宇治市教育委員会	
発掘責任者	宇治市教育委員会 教育長	岩本昭造
発掘担当者	同 社会教育課 文化財保護係 主事	杉本宏
	同	荒川史
	同	浜中邦弘
発掘事務局	宇治市教育委員会 参事	池田正彦
	同 社会教育課長	堀井健一
	同 社会教育課 文化財保護係長	吉水利明
	同 社会教育課 主任	加藤きみ江
調査補佐員	西村恵祥(龍谷大学大学院)	
調査補助員	足立千春、新井朋哉、桑原智子、吹田直子、時実奈歩、水口典子	
指導機関	京都府教育委員会 文化財保護課	

発掘調査の実施に伴う諸種の作業委託については、下記に発注した。

土砂除去	株式会社 発掘建設リンク
写真測量	株式会社 日開調査設計コンサルタント
遺物写真	寿福写房 寿福 滋

#### (ご協力いただいた方々)

本発掘調査の実施期間中に下記の方々から専門的なご指導・ご教示、ならびにご協力をいただいた。記して感謝を表したい。

杉山信三(財団法人京都市埋蔵文化財研究所)、堤圭三郎・杉原和雄・磯野浩光(京都府教育委員会文化財保護課)、高橋美久二(京都府立山城郷土資料館)、角田文衛(財団法人古代学協会)、上原真人(奈良国立文化財研究所)、金丸義一(芝浦工業大学)、清水擴(東京工芸大学)、宗教法人平等院、中世土器研究会。順不同、敬称略。

## IV. 検出遺構

当該地は上下2面の遺構面を有し、下層に弥生～奈良時代の集落跡である塔の川遺跡、上層に平等院関係遺構が存在することは、昨年度の第1次調査で確認されている。

今回の第2次調査は、第1次調査で一部の検出にとどまった上層の基壇建物SB60の全容解明が主眼となっており、また、調査後はこれらの上層平等院関係遺構を保存し、かつ公園整備の中にその成果を反映していくことがそもそもその調査契機であるため、下層遺構については上層遺構の保存上基本的に追及しないこととした。ただ、調査地内に存する茶碗等を投棄した攪乱壙や公園の暗渠排水溝によって上層遺構が毀損している部分については、できる範囲内で下層遺構の確認を行うこととした。したがって、今回の調査で検出した遺構は上層遺構面で確認できたものが中心となっている。

### A. 土層の状況

調査地の土層は比較的単純な水平堆積である。この土層の状況を上から順に説明する。

まず最上層には、府立公園造成に伴う盛土及びその前にあった旅館関係の盛土が厚さ40～50cm程あり、その下に淡黄橙色土が認められる。この土層は当該地の自然地形が東北方向に緩傾斜しているため、調査地西端部では厚さ20cm程、東端部では厚さ40cm程と東に向かって厚くなっている。土質はこの辺りの地山と似ており、土器細片や瓦片を少量まじえる。時期は判然としないが、近世の遺物は認められないため、状況的に平安後期以降近世までに形成された盛土と考えられる。

基壇建物SB60を構成する礫は、この土を排除していく過程の中で全体を検出した。上層遺構面はこの下に形成された黄褐色土である。厚みは10cm程と薄く、土質は地山とほとんど同質である。基壇建物SB60はこの土層面上で検出でき、また土壙SK64はこの土層を穿っている。上層遺構面をなす黄褐色土下に厚さ5cm程の薄い砂層が存在する。この砂層は今回の調査地全面にわたるものではなく、基壇建物SB60周囲ないしその東側にのみに広がっている。平安中期の土器溜りSX63はこの砂層上面で検出された。黄褐色土層及び砂層は基壇建物SB60等造営にかかる整地層と判断できる。

下層の土層状況は、部分的な断ち割りでしか確認できていないが、基本的には先の砂層下に主に弥生～奈良時代の遺物を含む黒褐色土があり、その下は直ちに黄褐色系の地山、あるいは下層遺構埋土を挟んで地山となっている。

### B. 上層遺構

検出した上層遺構は、基壇建物SB60、園路SF61、土器溜りSX63、土壙SK64、柵列



第8図 調査地全景（北西から）



第9図 調査地全景（南東から）



第10図 調査地北東部の状況（西から）



第11図 調査地南東部の状況（西から）



第12図 遺構平面図（第1・2次合成図）

S A 65である。基壇建物 S B 60は、昨年度に実施した第1次調査で一部を確認した遺構であり、前回調査で埋め戻した建物範囲については再発掘している。

**基壇建物 S B 60** 磯の集積として検出した遺構であり、基壇の地業として使用された磯の最下層の一部が辛うじて遺存したものと考えられる遺構である。

使用磯は、最大で50cm大、小さいものでは拳大の割石ないし河原石であり、材質は粘板岩・チャートを主体としている。磯の範囲は概ね5.5m四方に集中しているものの、磯が検出されない部分がその中にある。これは、府立公園造成時等の近代以降の盛土と当遺構の基盤をなす黄褐色土とが近接しており、かつ発掘時において明らかに遊離している磯がこの遺構範囲内に多数認められたことを考慮すると、府立公園造成時ないしはその前に磯が移動され破損を被ったことが想像できる。また中央部を東西に走る断ち割りトレーナーは、公園の暗渠排水溝によって遺構が破壊されていた部分を利用したものである。当遺構の検出は、基盤土に接している磯、またその磯と接触している磯を残し、遊離していた磯を取り除いた状況となっている。検出磯の観察からは、磯間に規則性は認められない。

磯集積の東辺と南辺のほぼ中程に、磯の張り出しが認められる。東辺の張り出しは現代の攪乱によって多くを欠失し良くわからないが、南辺の張り出しは幅1.5m、張り出し長1.2m程のものである。なお、この遺構に伴う遺物は数点の平安後期の瓦片のみである。

この遺構の年代は、先に少し触れたとおり、整地に伴って執行されたと思われる祭祀の関係遺構である土器溜り S X 63出土土器の年代が11世紀中葉に比定されることから、同様な年代を当てることができる。すなわち、平等院創立後間もない時期のものとしてよい。

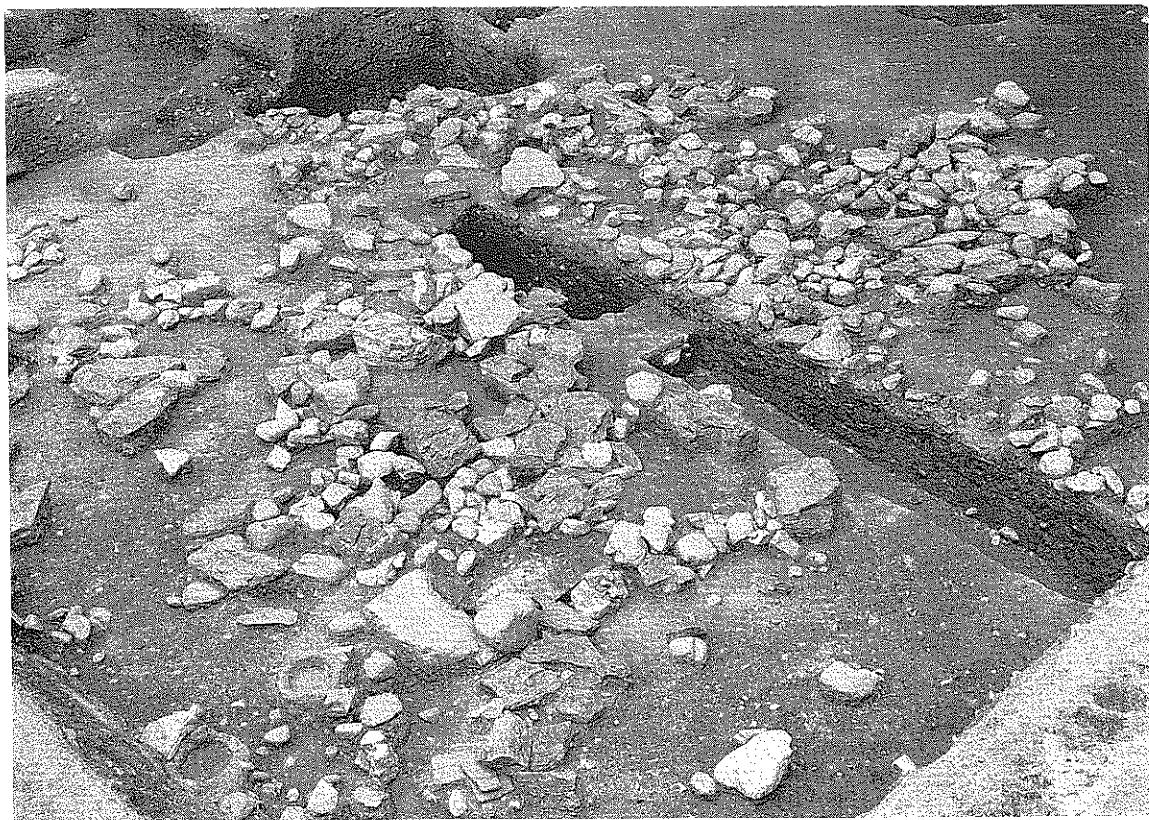
さて、この遺構の性格についてであるが、既述してきたとおり基壇跡と考えている。その理由は、まず平面的には磯の集中部が約5.5mの正方形に概ね収まること、東辺と南辺に階段部と思われる磯の張り出しが付くこと、後世の破壊状況から磯は本来、この方形範囲内に全面にわたって一定の高さまで充填されていたことは確かであることによる。すなわち、この磯集積はもともとは平面正方形に磯を敷き詰めたものであり、その最低二辺のほぼ中央には板石を敷いた短い張り出し部が配置されていたと想定できるのである。

基壇の地業基礎材として磯を使用する例は規模は違うものの鳥羽離宮例<sup>2)</sup>がまず思い起こされると共に、鳳凰堂では中堂階段下に板石が敷かれていることが昭和修理時に明らかになっている。このような状況を踏まえるならば、この磯集積は基壇の地業基礎材が辛うじて破壊を免れ残存したものと判断でき、二辺中央に付設される短い張り出し部は階段の基礎部と想定できることとなる。

また、当遺構発見位置が江戸時代の『平等院境内古図』に見る建物跡描写位置ともほぼ一致することも、この遺構が建物基壇である可能性を補強していると考える。



第13図 基壇建物 S B 60実測図



第14図 基壇建物 S B 60全景（北西から）



第15図 基壇建物 S B 60全景（北東から）



第16図 SB60南辺張り出し（南から）



第17図 SB60東辺張り出し（北から）

このように今回の調査において検出した基壇建物SB60は、基壇の地業基礎材のうちの更に破壊を免れた一部を検出しているにとどまっているため、この礫集積を地業基礎として造営された基壇そのものの規模、内容を正確に知ることは難しいが、張り出し部の状況から礫の範囲をさほど上回る基壇規模は考え難く、比較的小振りな正方形基壇を復元できる。

**園路SF61** 本遺構は、第1次調査において基壇建物SB60の北側で検出した幅6m程の砂敷き道路状遺構である。今回の調査では、その続きと考えられる白砂敷きを基壇建物SB60の東北部で確認したが、砂の厚みは薄く明確にその範囲を把握することはできなかつた。

基壇建物SB60北側には、整地土である黄褐色土やその下の砂層は認められず、これらの整地土が始まるSB60東北部に至り園路SF61は急に不明瞭になっている。

**土器溜りSX63** 基壇建物SB60の南東隅部で検出した土器溜りである。土器が検出された範囲は1m四方ほどであるが、北側は近代の攪乱壙により削られているため、本来はもう少し北に広がっていた可能性がある。

この土器溜りの検出層位は、基壇建物SB60下に認められる整地土である黄褐色土と、その下の砂層との間であり、砂層面上に土器が存在し、その上に黄褐色土が盛られた状況を明瞭に示していた。

土器の内容は後述するとおり11世紀中葉の土師皿であり、30枚程が集中して検出できた。

土器の検出状況を観察すると、完形のまま土圧で押しつぶされたものと大破片が土圧で押しつぶされたものの両者が認められるが、前者の状況が圧倒的に多い。また、大破片で検出されたものでも、整理作業の中で完形に復元が可能であった。

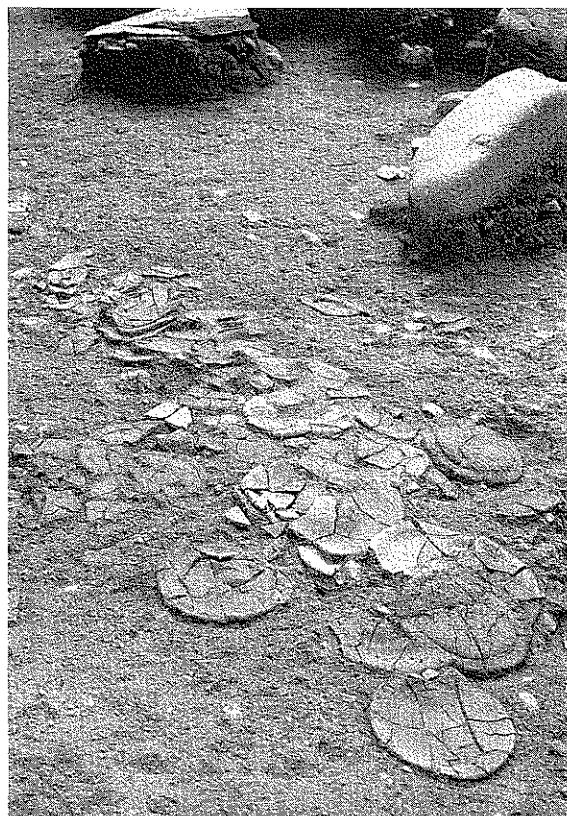
すなわち、この土器群は、無造作にこの場所に投棄されたものではなく、意識的にまとめ砂層上に置かれたものであり、黄褐色土によって埋め込まれた土器群であると判断できる。おそらくは、基壇建物 S B60 造営に伴う整地時において執行された儀式に使用された土器であり、数個の土器内底面にドーナツ状に残る炭化物は、儀式の執行時に付着したものであると考えられる。

平等院の堂塔建立時における同様な儀式、すなわち地鎮の記録として、当遺構より半世紀程後の大治元年(1126)に完成した愛染堂に関するものを知ることができる。『中右記』によれば、八角堂の愛染堂を建て始めたのは保安元年(1120)正月であり、同年三月に上棟、大治元年八月に供養が行われている。「地鎮」記事は建て始めの前年元永二年(1119)十月にあり、発願者関白忠実は僧に地鎮について聞いている。この地鎮に際して執行された儀式内容はよく知らないが、堂建立前に一定の式次第を持つ「地鎮」が執り行なわれたことは確かであり、土器溜り S X63 の内容やこの土器群が置かれていた砂層に関する興味深い資料となっている。

**土壙 S K64** 調査地の南東で検出した土壙である。西端を現代の攪乱壙によって壊されている。東西の検出長約1.5m、南北約1mの規模であり、黄褐色砂質土によって埋まっていた。土壙内からは平安後期河内系の軒丸瓦1個、平瓦片数点が出土している。

この軒丸瓦は、平成5年度に調査地南50mで府道新設改良工事に伴う発掘調査<sup>4)</sup>で検出した流れ内より出土したものと同范であり、状況的に基壇建物 S B60 と関係する遺構と考えるよりは、この流れ付近に存在が予測される建物及び庭園と関係する可能性の方が高い。

**柵列 S A65** 土壙 S K64の北側で検出した東西方向の柵。柱穴は8個検出し、ばらつきはあるものの概ね1m間隔で並んでいる。柱穴直径は20cm程、掘方が確認できぬため杭状に打ち込まれたものと思われる。時期不詳、上層基盤面で検出。土壙 S K64と同時期か。



第18図 土器溜り S X63 (東から)



第19図 土壙SK64（西から）



第20図 柵列SA65（東から）

### C. 下層遺構

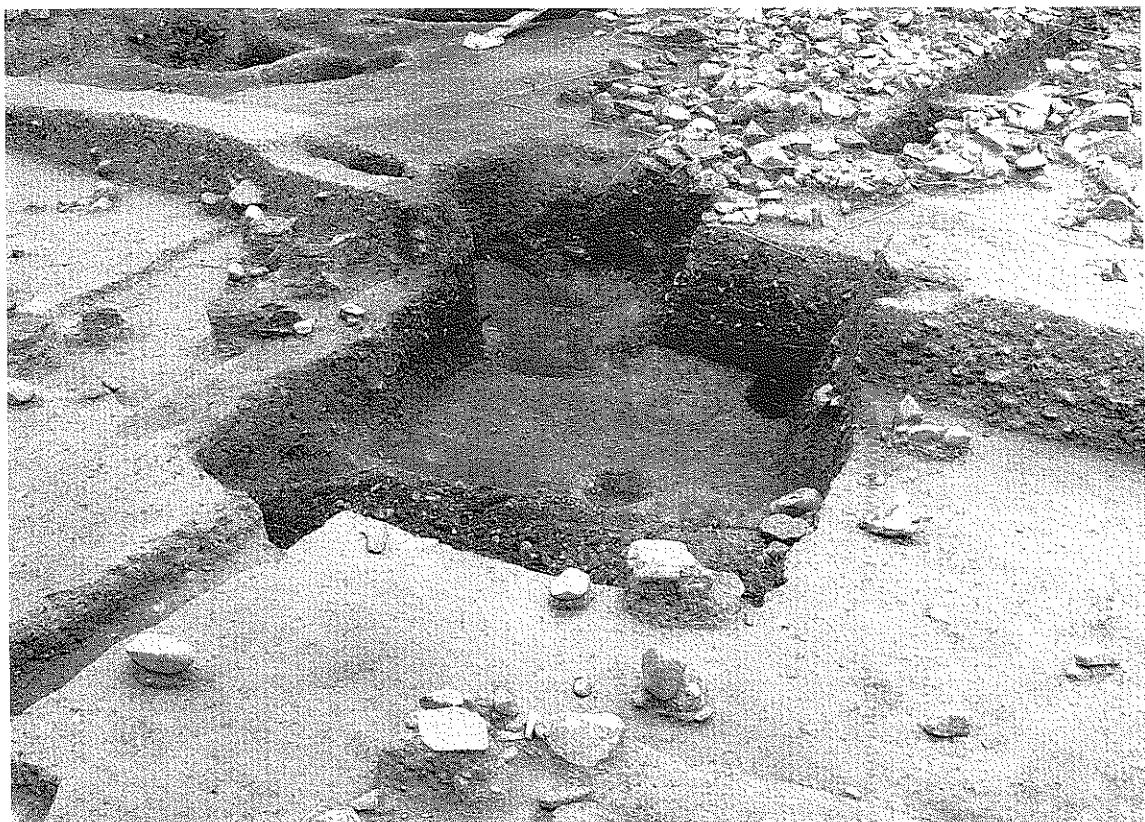
今回の調査では上層遺構保存のため、下層遺構の検出については攪乱部分ないしは土層観察のために設けたトレントン東壁、中央南北アゼの西側断ち割りにおいてのみ実施した。したがって、遺構のまとまりや特定遺構の範囲を確認することは全く不可能な状態ではあったが、部分的に確認できる遺構、出土する遺物の状況を総合すると、第1次調査部分と同様に比較的密に下層遺構が存在することは窺えた。

この中で、基壇建物SB60東側の現代攪乱壙が2カ所接する部分では、攪乱壙底面と断面で大型の堀込み遺構が確認でき、不明遺構SX66として遺構把握した。範囲は、中央南北アゼの断ち割りで確認した落ち込み肩、基壇建物SB60中央を東西に走る断ち割りの土層状況から、東西5m程、南北7m以上の長方形プランであることが予想できる。

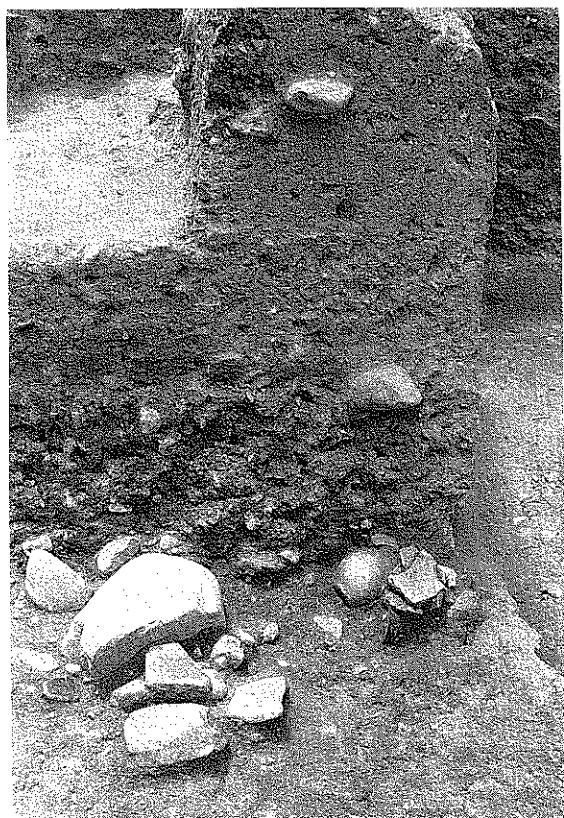
遺構の深さは部分的に確認できる中で、概ね30cmから70cmであり、底面が一定していない。埋土は2～3層に分かれており、いずれも黒褐色系の礫混じり土である。最下層には薄い炭層が部分的に認められた。

土器は埋土各層中から比較的まとまって出土し、特に最下層では完形の小型甕や鉄鏃が出土した。

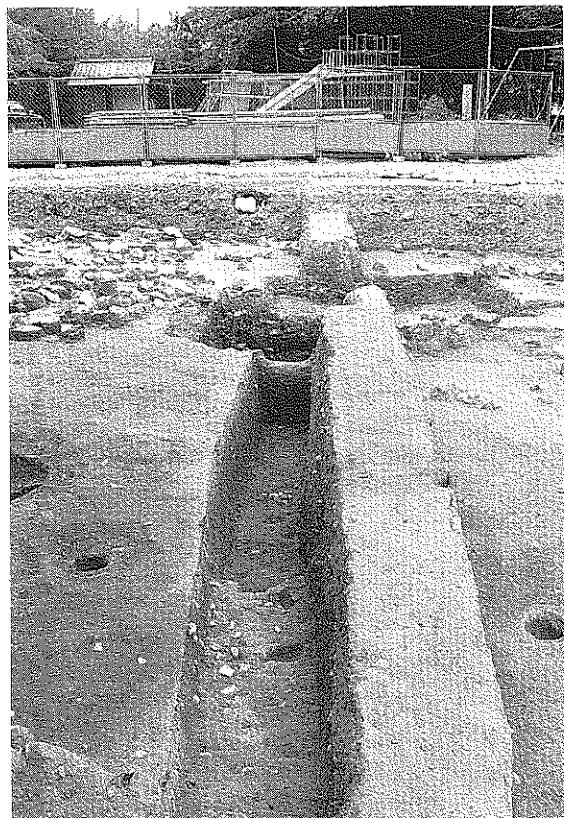
不明遺構SX66の年代については、後述の遺物の項目で詳述するとおり、弥生時代終末から古墳時代初頭と考えられる。



第21図 不明遺構S X66調査状況（東から）



第22図 不明遺構S X66土器出土状況



第23図 不明遺構S X66南部（南から）

## V. 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は、整理箱で15箱程度であり、その種類には、土器・瓦類・石器・鉄器がある。これらは、基壇建物 S B60、土器溜り S X63などの上層遺構に伴う出土遺物と、これより下層遺構からの出土遺物に大きく二分できる。

上層遺構出土遺物は平安時代後期に比定できるものが多い。中でも S X63出土の土師皿は、基壇建物の創建時期を考える上でも貴重な資料である。下層遺構出土遺物は、縄文時代から奈良時代のものにまで及ぶが、その中心は弥生時代後期から古墳時代初頭にかけてのものである。出土遺物全体の約80%は下層遺構出土土器により占められる。完形品を含む各器種が出土しており、市内では検出例の数少ない弥生時代遺跡の一例となった。

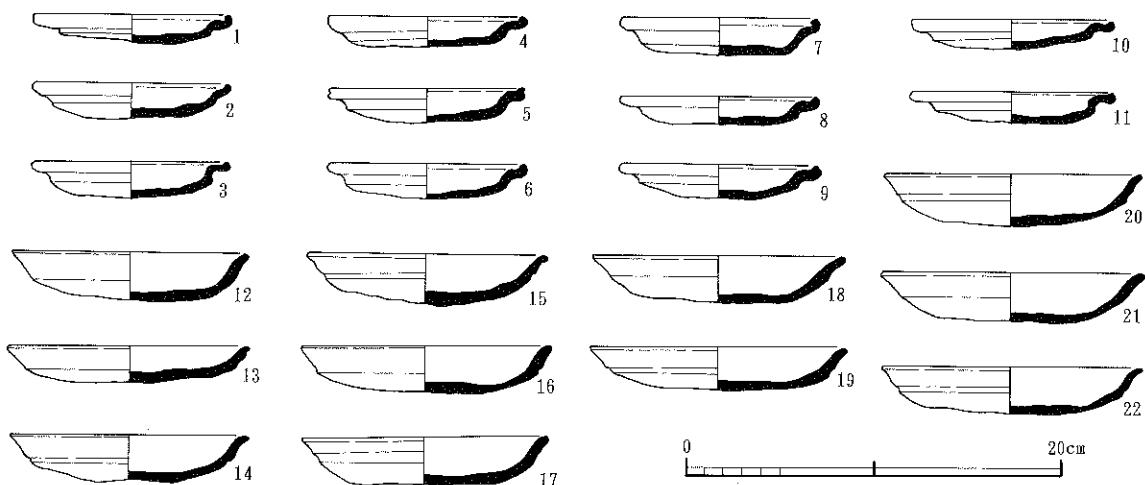
以下、上層遺構出土遺物、下層遺構出土遺物の順で、各遺構ごとに概要を説明する。

### A. 上層遺構出土遺物

上層遺物には土器、瓦類がある。

土器では、土器溜り S X63から平安時代後期に比定できる土師皿が、一括廃棄された状況で出土している。

瓦には、軒丸瓦、丸瓦、平瓦がある。土壙 S K64からは、平等院境内で多量に出土している河内系の軒丸瓦が出土し、基壇建物 S B60付近からは平等院境内で今まで出土が確認されていない讃岐系と思われる平瓦が出土している。瓦類の全出土量は、整理箱1箱に満たない程度と少量であり、丸瓦は少なく平瓦がほとんどである。この出土量の中での河内系・讃岐系瓦の出土比率はほぼ同じである。また、中世のものと思われる平瓦が少量上層遺構面上の包含層から出土している。



第24図 土器溜り S X63出土土器実測図

**土器溜り S X63出土遺物(第24図)** この遺構からは完形に近い状態の土師皿が、折り重なるように一方所から集中して出土した。出土数は約28個体であり、大皿と小皿の2法量に分類できる。第25図はこの土器群の法量分布を示したものであり、大・小皿共に規格性が高く、口縁形態も法量と対応していることが分かる。

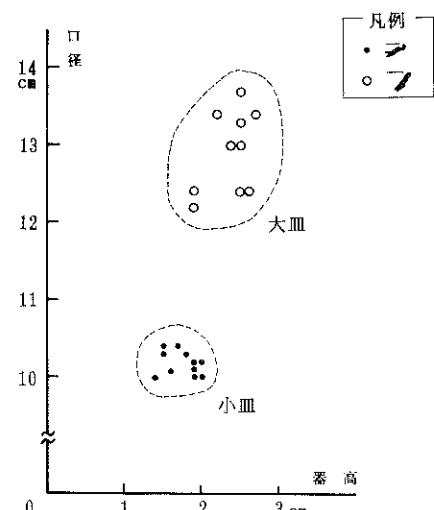
小皿は口縁径10cm前後であり、大皿は13cm前後のものとなる。この土器群を接合した結果、完形に復した個体数は各々ほぼ同数である。

小皿(1~11)は法量の平均が口径10.18cm、器高1.7cmの規格がこれに当てはまる。口縁は強い横ナデにより屈曲外反する、いわゆる「て」の字状口縁で、端部は内側に丸く肥厚する。底部はナデにより整形されている。器壁は4mm程度である。

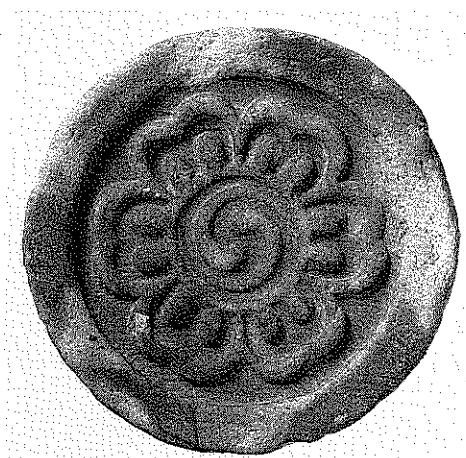
大皿(12~22)は法量の平均が口径13.1cm、器高1.9cmの規格がこれに当てはまる。口縁は単純に丸くおさめられる。底部はナデ、外反ぎみに立ち上がる体部下半は指押さえ、体部上半は基本的には2段ナデにより調整されている。器壁は4.5mm程度である。

いずれも色調は褐色を呈し、やや厚手である印象を受ける。平安京域内で出土する同形態の土師皿とは色調や全体から受ける印象が異なることから、おそらく在地で生産されたものと考えられる。また、これら半数近くは内面に煤状の有機物が環状に付着していた。

平安京内でのS X63土器群と同型式資料として、左京内膳町遺跡 S D41 A<sup>5)</sup>例がある。これらは11世紀中葉から後葉の年代に比定されている。S X63出土群は基壇建物 S B60の地鎮に関する遺物と推測でき、内膳町遺跡 S D41 A出土土器との類似性を踏まえれば、基壇建物 S



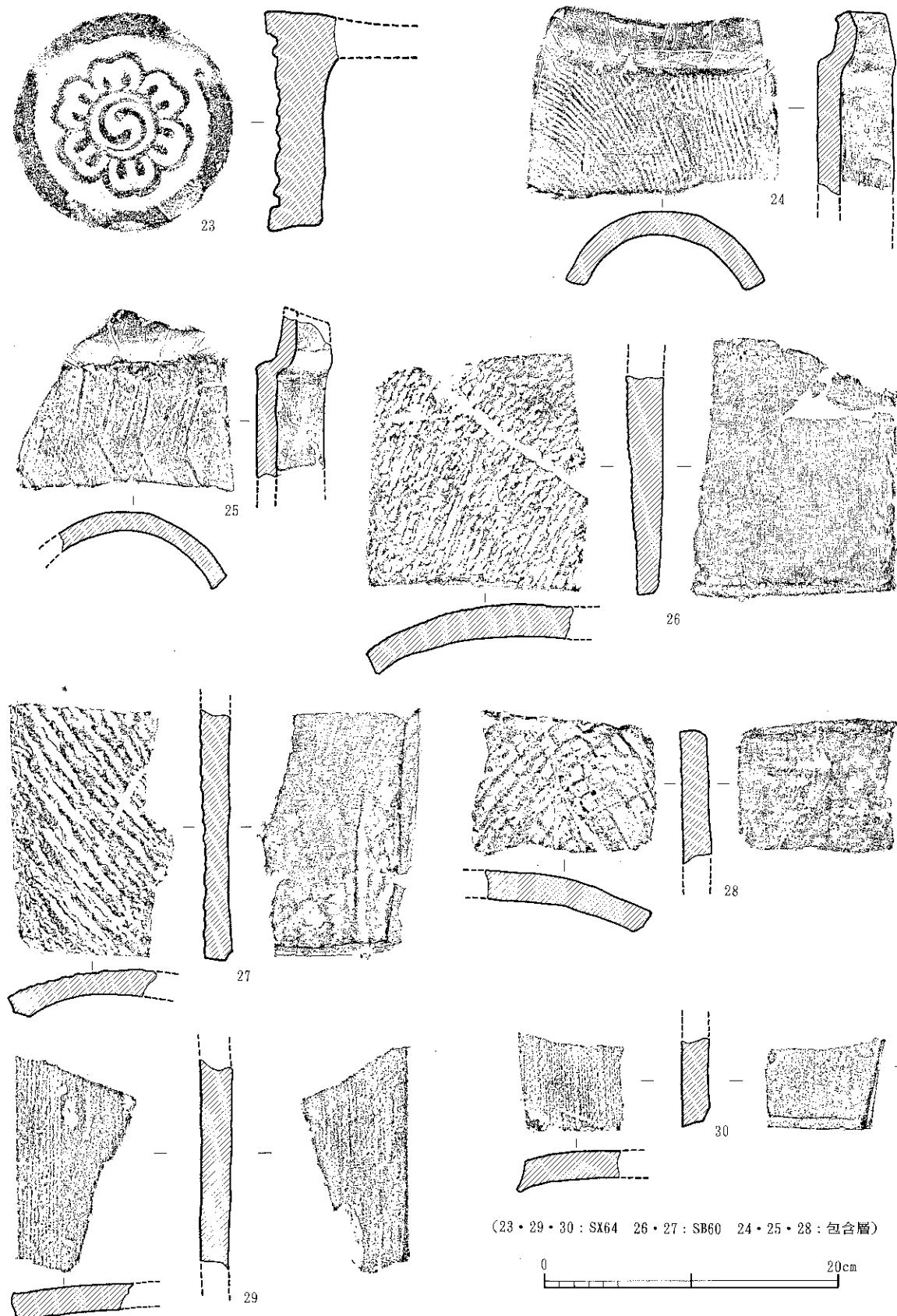
第25図 S X63出土土器法量図



第26図 土壙 S K 64出土瓦



第27図 凤凰堂出土瓦



第28図 瓦類拓本・実測図

B60は、年代的には平等院創立初期に建立された建物の一つと言うことができる。

**土壙 S K 64出土遺物(第28図23・29・30)** この細長い土壙の西端攪乱部接点から、軒丸瓦・平瓦がまとまって出土している。23は、複弁六葉蓮華文を主文とする河内系の軒丸瓦である。中房には右巻きの二巴文を配し、子葉圈線は持たない。瓦当直径14.9cm、瓦当厚4.8cmで、丸瓦部は失われている。黒灰色を呈する。瓦当面には範の木目が明瞭に観察できる。平安時代後期。

河内系軒丸瓦は、旧境内を含め平等院境内において多量に出土しているが、23と同範のものが鳳凰堂、旧境内南方庭園遺構、および京都市伏見区醍醐大智院から出土している。第27図に示した鳳凰堂出土瓦と、第26図に示した23・南方庭園遺構・醍醐大智院出土瓦とを比べると、前者の范傷が進行していることがわかるため、23は鳳凰堂のものに先行して製作されていると判断できる。

平瓦29・30は凸面に細かい縄タタキ痕を持ち、凹面に布目・糸切痕を残す。黒灰色を呈し、硬質である。河内系か。

S X 63出土瓦は、基壇建物 S B 60が瓦葺きでない可能性を考慮すれば、付近に存在する他の遺構に関係する可能性が高い。

**基壇建物 S B 60出土遺物(第28図26・27)** 基壇建物 S B 60の北西角部付近から、平瓦が出土している。26は凸面に粗い縄タタキ痕を持ち、凹面に布目を残す。布目は下端面にまで及んでいる。厚めの瓦で、黄橙色を呈し、軟質である。27も同じく凸面に粗い縄タタキ痕を持つ。凹面には布目が見られる。下端面はヘラケズリされているため、布目が及んでいたかは分からぬ。厚みは26に比べてやや薄い。青灰色を呈し、須恵質に焼きしまっている。いずれも讃岐系と思われる。平安時代後期。

**包含層出土遺物(第28図24・25・28)** 包含層からの出土遺物として瓦・土器がある。24は凸面に平行タタキ痕を持ち、凹面はナデ調整されている。玉縁部分は短く、丸瓦部との間に接合痕が残る。乳灰色を呈し、焼成は悪い。25の凸面も平行タタキ原体が使用されているが方向をたがえているため鋸歯文状を呈している。端面にはヘラケズリが施されている。玉縁と丸瓦部との間に粘土接合痕が残る。28は凸面に細かい斜格子タタキ痕を持ち、凹面にはナデ調整が行われている。暗橙黄色を呈し軟質である。土器には灰釉陶器底部片がある。

## B. 下層遺構出土遺物

下層遺構出土遺物には土器、鉄器、石器がある。これら遺物の時代は、縄文時代及び弥生時代中期から奈良時代である。

主に遺物の出土した地点は不明遺構 S X 66であり、他にも土器が集中して出土する地点が存在したが、前章で述べたとおり、上層遺構保全のために下層遺構は掘削せずにとどめたた

め、その性格は明らかにできていない。したがって、これらについては平安期遺構面以下の包含層出土遺物に含め扱うこととしたい。

**不明遺構 S X 66出土遺物(第29~33図)** 不明遺構 S X 66は、基壇建物 S B 60の東側攬乱壙の壁で確認した遺構で、土器が比較的まとまって出土した。器種には壺・甕・器台・高杯・鉢などがある。弥生時代中期から古墳時代前期にかけての土器が出土しているが、弥生時代後期から庄内式併行期の遺物が多く、S X 66が機能していた中心的時期であると考えられる。弥生時代中期の遺物は細片が多く、混入品としてよい。以下に土器の説明をする。

壺には二重口縁壺(1・3・5)、広口壺(2・4・8)、小型で丸底風の壺(6)などがある。

1の口縁部は外反気味に広がりながら立ち上がる。端部はややつまみ上げられ一条の沈線と刻目文が、口縁部の内面には2条の波状文、屈曲部外面には刻目文が施されている。また屈曲部以下は欠損してしまっているが、擬口縁状の剥離痕が観察できるため、二重口縁であることが分かる。弥生時代後期か。2の壺口縁端面には5点の列点文が施文され、内面には波状文が施されている。弥生時代中期。3は口縁部が直角気味に立ち上がる二重口縁壺で、外面には12条の波状文と2点の列点文が、内面には簾状文様の櫛描文が施される。屈曲部以下は放射状のヘラミガキにより調整されている。庄内式併行期。4の壺口縁部は外反して端面を持つ口縁の下部に下方に拡張された部分を付加することにより、端面部中央がやや膨らむものである。弥生時代中期か。5は二重口縁壺で、口縁部は屈曲部からは内傾気味に立ち上っている。頸部外面はハケ調整。6は小型の丸底の壺であるが、ヘラケズリにより底部にへこみが作り出されている。口縁端部は外面下端部の強いナデにより丸みを帯びている。体部外面は上半はハケ、下半はヘラケズリの後に全面に横方向のヘラミガキがなされ、内面はハケ調整される。布留式併行期か。7~9は、施文のある壺体部片で7・8は頸部に当たる。7は頸部最下端に1点単位の刺突文が等間隔に施され、屈曲部以下に直線文、列点文、先と同様の刺突文、その下には波状文が施されている。8は4条の波状文の下に直線文が、その下には同一個体片から、さらに2条の波状文が施されていることがわかる。弥生時代中期の広口壺か。9はハケ調整の上に2cm幅の大きな波状文が施されている。体部最大径付近の破片と思われる。器壁は7・8に比べるとやや薄く、煤が付着しているため甕の可能性もある。摩滅が著しい。

甕には、近江系の受口状口縁(10~12)、五様式系のくの字状口縁(16~21)、鋭く外反し端部をつまみ上げる庄内式系の口縁(22~24)などがある。くの字状口縁はさらに端部の形態により、単純に外反するもの(15・16・19・21)、内彎気味に立ち上がるもの(18)、外端面を持つもの(13・14)に細別できる。

10~12は受口状口縁甕である。12の肩部には縦方向の粗いハケ調整の後、横方向にヘラ描

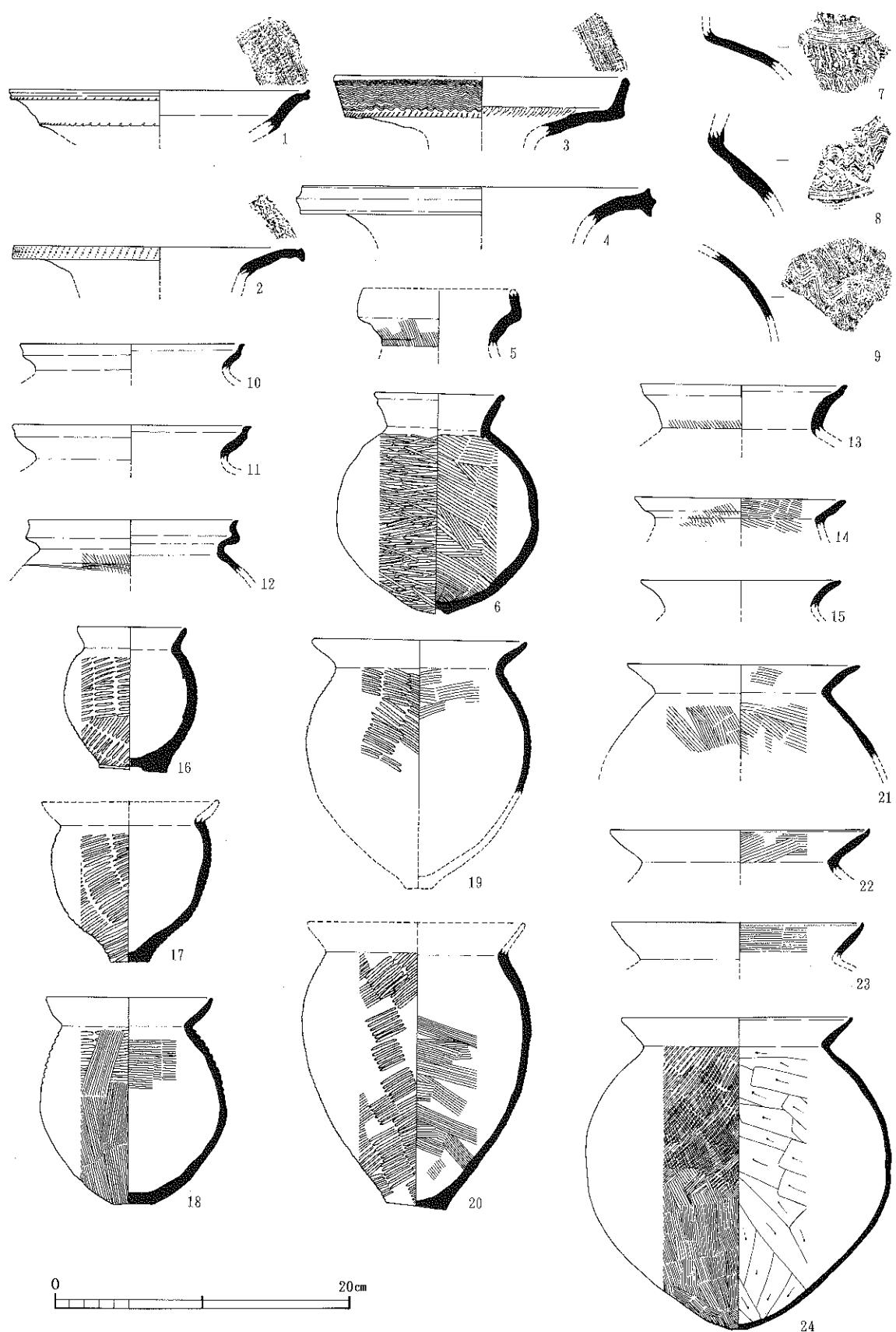
沈線文が施されている。施文パターンや器壁断面の中央が黒く、低温で焼成されている特徴などから、搬入品であると思われる。これらは、近江地方で普遍的に認められるいわゆる受口状口縁を持つ甕であるが、10・11は在地で作られた可能性がある。弥生時代後期から庄内式併行期。

16～21はくの字状口縁甕で、16は球体化の進んだ体部にドーナツ状の平底を持つ。外面は粗いタタキ、内面はナデ調整される。煤の付着は見られない。17は、突出した平底を持つ。18は外面には16・17よりもさらに粗い水平気味のタタキのち下半部にハケ調整が、内面にはハケ調整がなされる。球胴の体部に小平底を持つことから、五様式系のくの字状口縁甕でも新相を示す。19は、外面は左上がりのタタキが、内面はハケ調整がなされる。また、体部下部は剥落痕を呈しており、円錐状に整形された底部を欠くものと思われる。20は外面のタタキ調整は底部から頸部まで連続して行われている。内面はハケ調整。他の個体ほど下垂化が進行しておらず顕著な平底を持つため、五様式系の甕のなかでも古相を示す。21は内外面ともハケ調整されている。この個体は他のタタキ痕のある個体などに比べて器壁が薄く、胎土もその他の個体と異なる。搬入品か。また、器壁の外面にタタキ痕を持つ甕底部片には、底部からの立ち上がり角度が鋭く円錐状となるものと、立ち上がり角度が鈍く球胴化が進んだものとが混在していた。いずれも弥生時代後期から庄内式併行期。

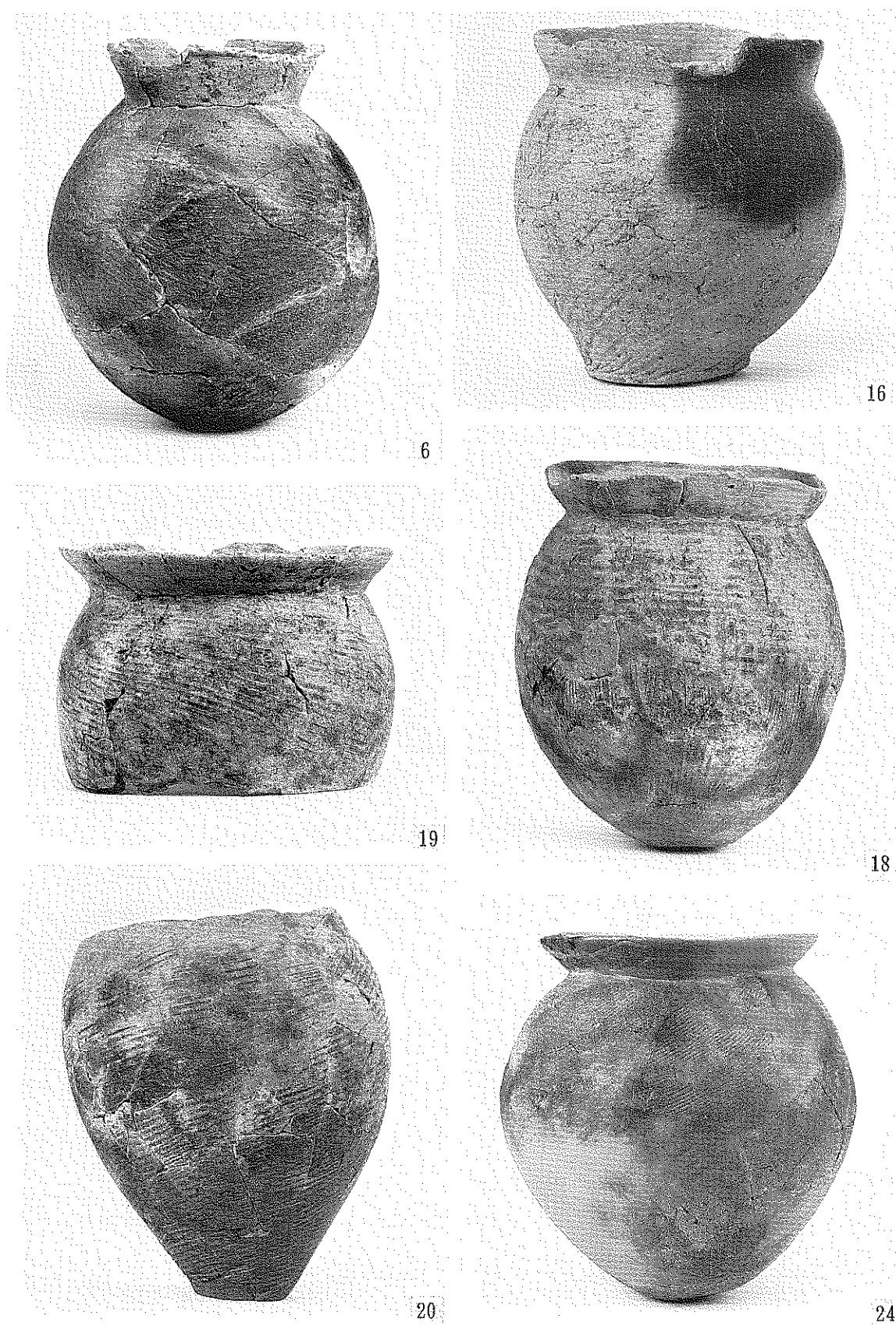
22～24は明らかに生駒西麓産の胎土であり、河内から搬入された庄内甕である。24は口縁端部のつまみ上げは著しくなく、頸部は鋭く屈曲する。小平底を持ち、体部中央よりもやや上に最大径がある。外面は極細の右上がりのタタキの上から極細のハケ調整が行われている。内面にはヘラケズリが施されている。庄内式併行期。

図示しなかったこれら以外の甕には、外面は粗いタタキ、内面はヘラケズリにより調整され、五様式系の甕製作技術に庄内甕の製作技術を取り入れた体部片や、生駒西麓産の胎土とは明らかに異なる庄内甕口縁部片、また布留甕の口縁部片が存在する。

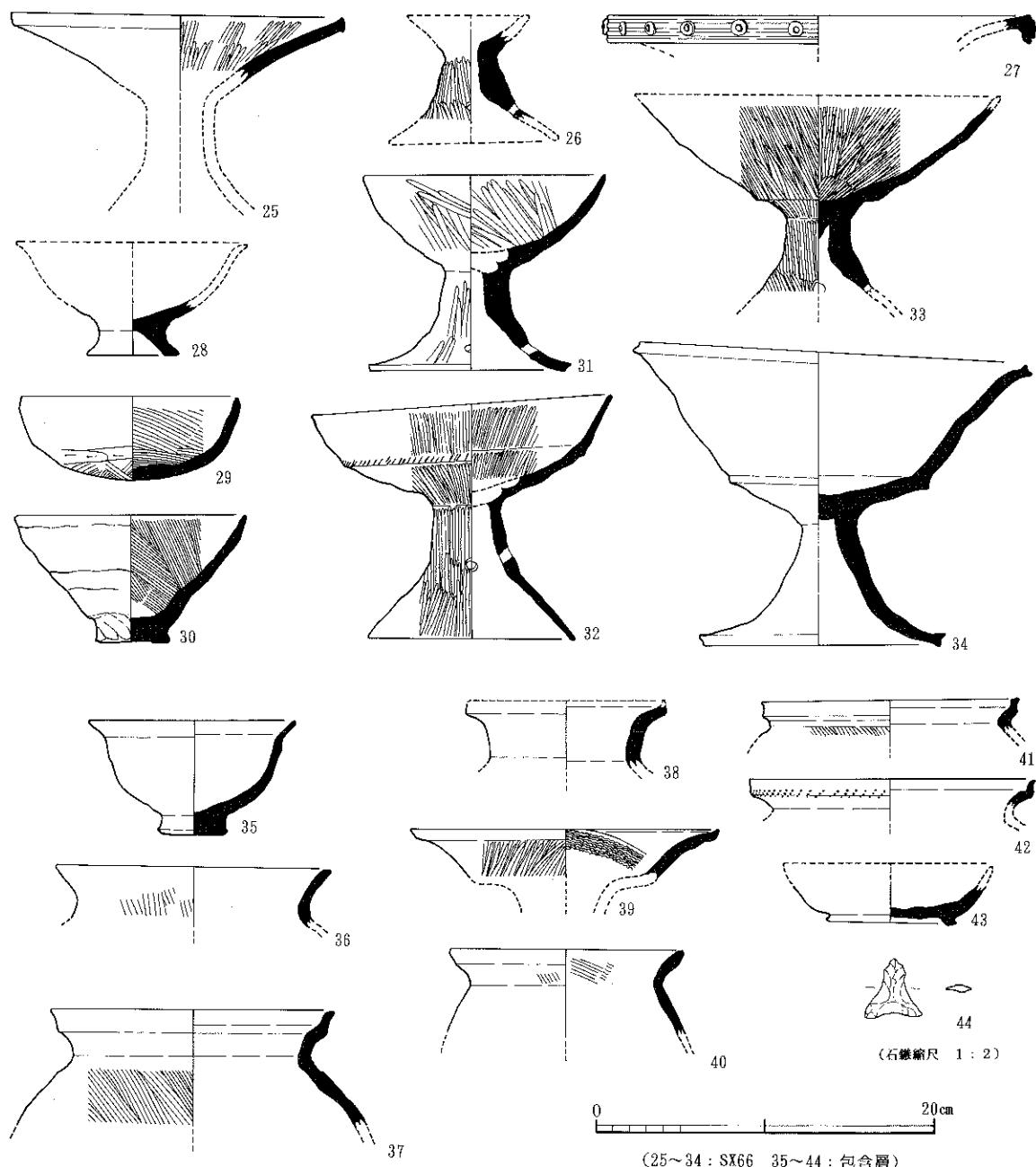
25～27は器台である。25は大きく円錐状に広がる受部の破片で、細い軸部からスカート状に広がる脚部を持つ器台となるものと思われる。弥生時代後期。26は小型器台で、貫通孔がある。軸部には芯棒を使用して成形を行った痕跡がある。外面には縦方向のヘラミガキが施されている。庄内式併行期。27は器台の口縁端部になるものと思われるが、壺の口縁部である可能性もある。端部を下方に拡張させた後、三条の凹線文を施し、等間隔に竹管円形浮文を施している。28～30は鉢である。29は内彎気味に口縁端部をおさめる椀状の鉢で、内外面ともにハケ調整がなされるが、外面には粘土接合の際に盛り上がった部分をヘラケズリして器表面を整えている。布留式併行期か。30は逆円錐状の杯部に、突出した平底を持つ。底部は杯部成形後に付加されている。外面はナデ、内面はハケ調整である。弥生時代後期。



第29図 不明遺構 S X 66出土土器実測図



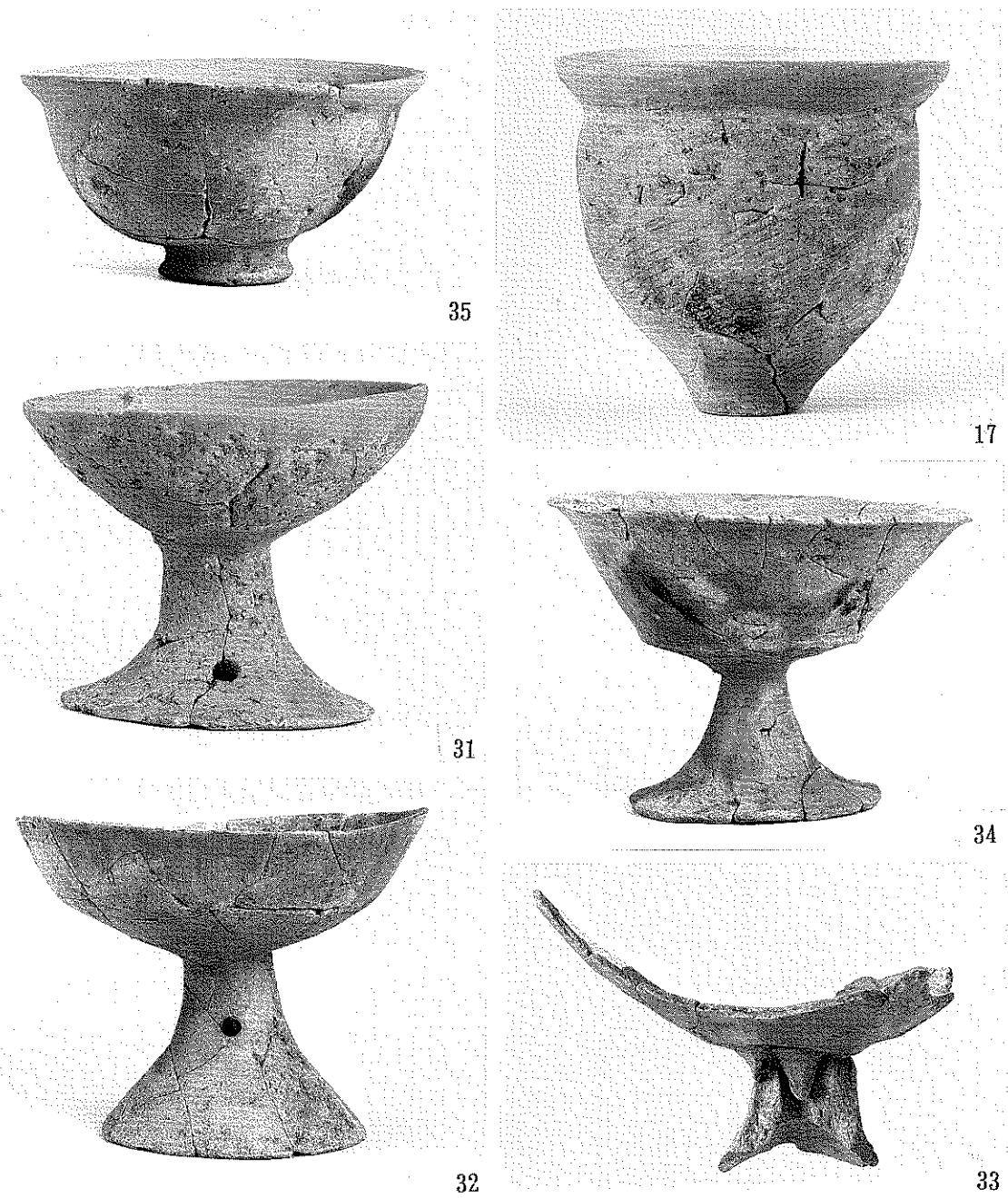
第30図 不明遺構 S X66出土土器写真



第31図 不明遺構 S X66・包含層出土土器実測図

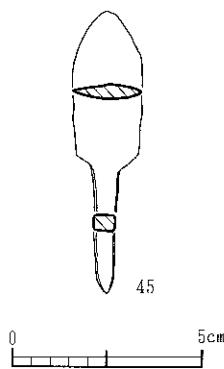
高杯には、完形近くに復元できるものが4個体(31~34)あるが、形態、調整とも多様である。脚柱部のみも数個体出土しているが、それらについても、形態、調整、頂部の粘土充填方法などに共通性は見られない。

31は、椀状の杯部を持つ高杯で、全体的に器壁が厚い。内外面とも粗いミガキ調整がされる。また、胎土に2mm大の砂粒を多く含む。弥生時代後期から庄内式併行期。32は、緩やかに屈曲する浅めの杯部と、内彎気味に広がる脚部を持つ。杯部外面の中程に刻目文を持つ。外面全体と杯部内面は、縦方向にヘラミガキされている。脚部内面はナデ調整である。弥生



第32図 不明遺構S X66・包含層出土土器写真

時代後期。近江の影響を受けたものか。33は、内彎気味に大きく広がる杯部と、裾広がりの脚を持つ。杯部下端に段があるが、これは脚部成形後に杯部が足されており、その際に擬口縁接合をしたためにその部分が盛り上り、外面のみに一段の屈曲を持つように見える。杯部は内外面とも縦方向にヘラミガキされている。脚部には、芯棒により成形がされた痕跡があり、裾部下半は欠損している。脚部外面は縦方向のヘラミガキ、内面はナデ調整がなされている。杯部と脚柱部の接合方法が断面からよく観察でき、脚部後杯部の成形後に逆円錐状の粘土を杯部上面から充填して脚部頂を閉塞していることが分かる。庄内式併行期。34は杯の



第33図 S X 66  
出土鉄鎌

底部分を皿状に成形後、擬口縁接合により口縁部分を立ち上がらせ、口径の大きな深い杯部を作り出している。口縁端部は端面を持つ。内外面ともナデ調整のみで、粘土紐の単位が明瞭である。杯部高よりも短い脚部は脚柱部分と裾部分の境が明瞭でなく、スカート状に広がっている。端部は杯部同様、端面を持つ。外面はナデ調整で内面には下半以下までしづら痕が残存している。器壁の厚さは口縁端から裾まで一定である。布留式併行期。

また、鉄器として平根柳葉式鉄鎌(第33図)が1点遺構底部より出土している。範被部の断面形は長方形を呈する。

**包含層出土遺物(第31・32図)** 下層遺構の包含層から出土した遺物には土器と石器がある。土器には弥生土器、土師器、須恵器がある。時代的には弥生時代中期、弥生時代後期、古墳時代前期、古墳時代後期そして奈良時代である。

35~42が弥生土器・土師器である。器種には壺、甕、鉢、高杯などがある。壺には二重口縁壺(38・39)や、直口壺と思われるものがある。図化可能な個体は少量であった。38は口縁端部を欠くが上方へ大きく伸びる形態とはならず、つまみ上げる程度でおさまるものと思われる。内外面ともナデ調整。39は欠損部分が擬口縁状の剥離痕を呈しており、二重口縁である。口縁端部はつまみ上げられ外端面を持つ。内面端部には波状文が施されている。外面には縦方向のミガキ、内面はナデ調整である。弥生時代後期から庄内式併行期。35は鉢で、外反する口縁部と突出した平底を持つ。内外面ともナデ調整。

36・37・40~42は甕で、37・41・42は受口状口縁を持つ。36はくの字状口縁甕である。これらについても、37は受口状口縁を呈する甕であるが、口縁の屈曲がなだらかなこと、器壁が厚いこと、体部外面のハケ調整、胎土などから、近江地方からの搬入品とは考えがたく、在地で生産されたものと思われる。内面は摩滅により調整不明である。42の屈曲部分外面には列点文が施されている。いずれも弥生時代後期から庄内式併行期。40はくの字状を呈しているが、端部はナデにより端面を持ち、外面もナデによる緩やかな屈曲を持つ。体部は頸部よりやや下がった付近から器壁が薄くなる。内外面は粗くハケ調整される。

須恵器には43の奈良時代に比定できる杯身がある。図示してはいないが、他にも須恵器の壺・甕の体部片が出土している。破片であるため時期特定が難しいが、概ね古墳時代後期の範疇におさまるものと考えられる。

また、石器としては、凹基式無茎石鎌(第31図44)が1点出土している。縄文時代のものと考えられる。

## VI. まとめ

今回の発掘調査の成果について、前章までにその概要を報告した。本章では、調査成果を再度振り返りながら、上層で検出した平等院関係遺構である基壇建物 S B 60の性格と下層に存在する塔の川遺跡について少し考察を加え、この報告書のまとめとしたい。

### A. 基壇建物 S B 60と平等院御塔

今回の発掘調査において上層遺構面で検出した基壇建物 S B 60は、頼通の娘で後冷泉皇后となった四条宮寛子が建立した塔の遺構である可能性を考えている。寛子建立塔は「平等院御塔」ないし「多宝塔」として記録に登場し、平等院の創立後ほどない康平四年(1061)に完成供養が執り行なわれている。内部には五智如来を安置し、莊嚴華麗な塔であったという。

基壇建物 S B 60が寛子建立塔と一体との様な状況で結び付きうるのか、以下に遺構の状況と当時の史料からその関係を考察し、塔の型式、規模についても一定の想定を行うこととしたい。

なお、平等院における塔は、この寛子建立塔と頼通の曾孫忠実によって長承二年(1133)に建てられた塔の2基があるが、忠実建立塔(多宝塔)は宇治橋から南一町の本僧房内に建てられており、位置的には境外北接地か、境内としても北端部に相当し、かつ年代的にも基壇建物 S B 60とは隔たっているため、ここでは取り扱わないこととする。

**遺構の状況** 基壇建物 S B 60の検出状況については既に述べたとおり、後世の削平によつて基壇の骨材と考えられる礫がかろうじて遺存しているのみであった。この状況からは、基壇の詳細な構造を窺うことは不可能であるが、つぎの点は知ることができる。

まず、平面形については正方形に復元でき、礫の範囲は一辺5.5m程であること。東・南の二辺のほぼ中央に階段部と考えられる礫の張り出しを持つこと。次いで方位は鳳凰堂と同じく磁北を概ね指向していること。そして整地層で検出した S X 63の土器群から11世紀中葉の時期が考えられることである。

すなわち、基壇建物 S B 60は鳳凰堂の南東約150mの宇治川辺に、平等院創立から間もない時期に建てられた小型の平面正方形の基壇建物ということになる。

**平等院創立期の堂塔** 平等院は永承七年(1052)の創立以降、概ね頼通在世中に主要な堂塔が完成し、建武三年(1336)の兵火までの記録に登場する大半の建物も、12世紀後半代にはほぼ完成していたと考えられる。基壇建物 S B 60とこれら諸堂との関係に検討を加える手始めとして、土器編年上の誤差を考慮して、創立から12世紀までの半世紀間に建てられた平等院諸堂を、史料から摘出することとしよう。

この時期に完成したことが判明している建物としては、平等院創立の永承七年(1052)に完成した本堂、翌天喜元年に完成した阿弥陀堂、天喜四年(1056)完成の法華堂、康平四年(1061)完成の多宝塔、治暦二年(1066)完成の五大堂、そして延久五年(1073)完成の不動堂があり、完成年次はわからないが12世紀までの記録に初見されるものとして、北・西大門、経蔵、鐘楼、小御所がある。基壇建物SB60は、このいずれかと考えられ、この中から整合する建物を捜し出していくこととなる。

**法華堂か多宝塔か** 前述した諸堂から、建物構造と境内における位置が記録によって明らかに基壇建物SB60には該当しないものを消去してみる。まず、天喜元年に完成した阿弥陀堂(鳳凰堂)、江戸前期まで存在していた北・西大門、鳳凰堂の池対岸で発掘確認された小御所については問題なく消去できる。五大堂は後述するように鳳凰堂西南方の存在が史料上確認できるため消去でき、不動堂は境内の西南角に建てられたことが『江都督納言願文集』から知られ、また本堂については諸史料から現觀音堂辺りに比定可能であり該当しない。鐘楼については、現鐘楼の場所ではなく、本来は本堂近くの宇治川縁であったことが『葉黃記』から窺え、これも消去可能である。経蔵については、その位置が鳳凰堂南方であることが史料より理解できるものの、経蔵周囲には回廊が存在したことが理解できるため、一応創立から12世紀まで諸堂の中では、法華堂と多宝塔の2堂が残ることとなる。共に平面正方形を採用する建物としてよく、この点においても基壇建物SB60の状況とは矛盾しない。

しかし法華堂については、つぎの理由により更に消去可能である。天喜四年(1056)に完成した法華堂は、頼通自身が阿弥陀堂に次いで建立している建物である。法華堂とは四種三昧行法のうち半行半坐の行法、すなわち法華懺法を修する建物であり、行法の性格により常行堂と同じく一間四面ないし三間四面の宝形堂が基本であった。例えば平安後期の法華堂跡である岩手県毛越寺例<sup>6)</sup>は、常行堂と廊によって結ばれる縁付きの三間四面の宝形堂で一边16mほどの規模を持っているし、後に再建された比叡山延暦寺の法華堂も同様な体裁となっている。

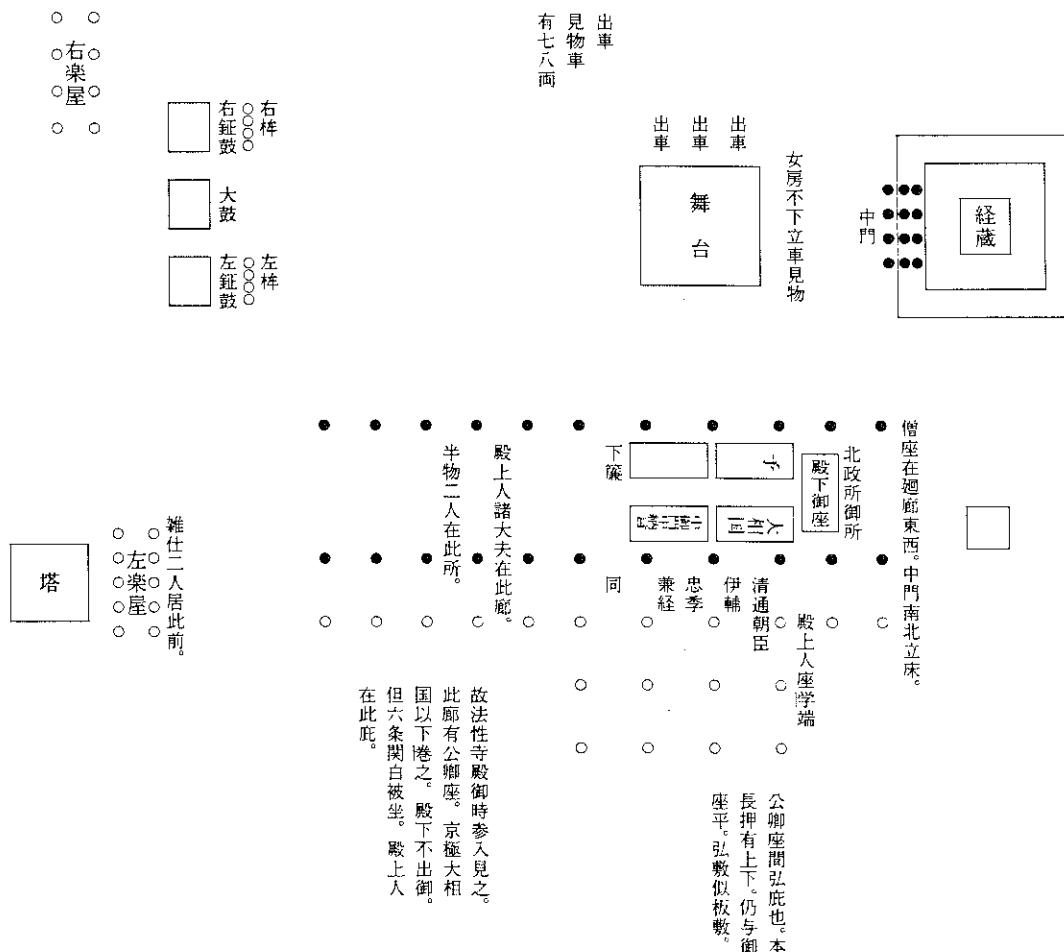
平等院の法華堂がどの程度の規模であったか記録からは理解できないが、一間四面堂であったとしても、基壇建物SB60の規模より大きいことは十分予測でき、この点でまず無理があると言わねばならない。また後述するように、法華堂の建っていた場所は、鳳凰堂のほぼ南側である可能性が高く、この点も基壇建物SB60と法華堂とが結び付かないことを示しているよう。

このような作業の中で、多宝塔が最終的に残ることとなるが、注意しておきたいのは、だから多宝塔が候補として挙げうる、という選び出しではなく、多宝塔以外の諸堂は該当しないという、あくまで消去的手法によって多宝塔が残っているという点である。

『山槐記』の多宝塔 以上の消去法によって、多宝塔が基壇建物 S B60 の比定対象として有力であることとなり、つぎの手順として多宝塔の位置が基壇建物 S B60 の発見場所と整合するか否か、検討を加えなければならないこととなる。この作業を主に史料を基に進めることとする。

多宝塔の位置を想定する場合において、まず取り上げなければならない史料は、中山忠親の『山槐記』治承三年(1179)三月三日条指図(第34図)である。この指図は、平等院で当時恒例となっていた三月三日の一切経会における配置を示したものであり、この中に一切経会が行われた経蔵周囲の建物が描かれている。指図に描かれた主な建物は、画面右上に経蔵、経蔵左手の中門前に舞台、舞台下に柱を丸で示した建物、画面左下に塔である。この塔が多宝塔にあたる。柱を丸で示した建物は棧敷殿(棧敷屋)として記録に登場する建物であり、指図はこの棧敷殿内部における儀式時の人員配置の記録を主な意図として描かれているようだ。指図には方位が示されておらず、これだけでは各建物の位置関係のみしか理解できないが、

指図には方位が示されておらず、これだけでは各建物の位置関係のみしか理解できないが、



第34図 『山槐記』治承三年三月三日条指図(『平等院大觀』1 建築より)

実は指図画面の上は南として設定されている。これは、他の記録の中に経蔵中門が「東面」することや「東回廊中門」として記されていることから確認でき、このことにより経蔵の東方向のやや離れたところに多宝塔が位置していたことがわかる。

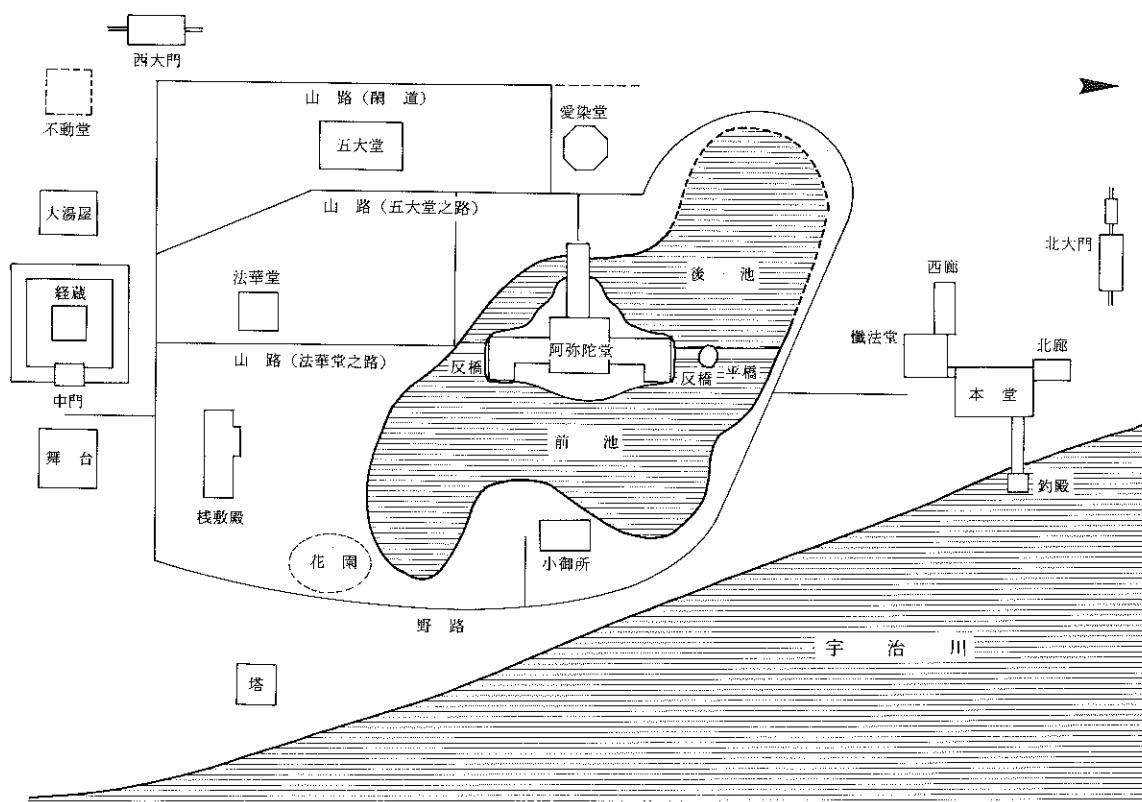
**平等院経蔵と多宝塔の位置** 平等院経蔵は記録にしばしば登場し、失われた平等院諸建物の中でも記録からその位置推定が比較的しやすい建物である。したがって、経蔵の位置が一定の精度で推定できれば、先の『山槐記』指図との関係から、平等院多宝塔の位置も自ずと判明することとなる。

経蔵及びその付近の建物配置の様子を、『洞院摂政記』天福元年(1233)八月五日に記された九条教実の行動を基に復元してみると、この記事は、教実が平等院本堂から阿弥陀堂を経て経蔵へ至る道順を記したものであり、その動きを始めから概観しながら、関係する史料にもふれることとする。

教実の平等院入山は宇治川からであり、本堂から宇治川に突き出した釣殿に舟を着け、釣殿を通り北広庇から本堂へ入っている。その後、本堂西縁、南懺法堂北縁を通り西御所の休息所に向かっている。西御所からは逆の道順で本堂正面北間に至り仏を礼拝し、本堂東縁へ出て本堂の南階段より阿弥陀堂(鳳凰堂)<sup>7)</sup>へ向かっている。本堂の位置は、ほぼ現在の觀音堂の場所にあたることは、他の記録から確かめられる。また、本堂と付設諸建物との配置関係については、既に清水擴氏によって復元されているところである。

鳳凰堂への礼拝は、池北岸より平橋、反橋を通り北回廊(北翼廊)から入っているが、北回廊内が連れなかつたようで、北回廊東側の砌ぞいに進み阿弥陀堂北妻戸(中堂北妻戸)から中に入っている。礼拝後の退出は、阿弥陀堂南妻戸(中堂南妻戸)から南回廊を経て反橋を渡り南岸に至っている。ここから教実は山路ぞいに五大堂へ向かうのであるが、山路には3本の通りがあり、西の大路は「閑道」、反橋を渡って続く東の道は「法花堂之路」と呼ばれ、今回は反橋から西行し南に折れ「五大堂之路」を通ったと割注が付されている。この割注から「山路」は鳳凰堂の南西境内域を通る3本の南北通りの総称で、西側の道が「閑道」、東側の道が「法花堂之路」、その間の道は「五大堂之路」と呼ばれていたことが理解できる。五大堂之路が五大堂前を通るところからの名称であるように、法花(華)堂之路に面して法華堂が建てられていたものと思われる。

五大堂之路に東面する五大堂を参拝後、教実は経蔵に向かうが、五大堂前から斜め南に続く道を南行し、経蔵北回廊北側に至り、回廊ぞいを東に進み東回廊中門から経蔵内へ入っている。五大堂からの斜め南に続く道が、東西どちらに斜行していたか書かれていないが、『兵範記』仁平三年(1153)三月三日に記された藤原忠実の一切經会における順路から、これは東への斜行、すなわち東南方向だったことが解る。



第35図 平等院伽藍復元略図

仁平三年三月三日、忠実は本堂から棟敷殿へ向かうため、鳳凰堂西回廊(尾廊)西の山路を通り、愛染堂(円堂)南そして五大堂背後を過ぎて西大門へ至り、西大門から東へ延びる道を棟敷殿へと進んでいる。忠実が鳳凰堂背後から愛染堂南、五大堂背後を経る道を選んだのは、最短距離の鳳凰堂背後を南に延びる道が経堂前で通行不能となっており、しかたなく西に迂回したためである。この迂回した道は『洞院摂政記』に記載される「閑道」に該当し、通行不能であった道は「五大堂之路」に該当すると見てよい。そして閑道・五大堂之路は共にその南端が西大門から東へ延びる道に連結して終わっているらしいことが推測できる。

教実の五大堂からの斜め南行が、もし西南方向であるとしたら、上記の関係から西大門へと到達することとなり、東南方向への動きでなければならないことが理解できる。

以上から鳳凰堂と史料に登場する建物との配置関係をまとめると、鳳凰堂の西南に五大堂が位置し、五大堂前(東)には五大堂之路、背後には閑道が通っており、北方には愛染堂が位置している。経蔵は五大堂の南東方にあたり、西大門から東へ延びる道の南に面して経蔵北回廊が存在していたことが理解される。鳳凰堂からすれば、ほぼ南とみることができる。法華堂も鳳凰堂の南側にあり、法華堂之路が西大門から東へ延びる道に出会うまでの間に位置すると考えてよい。なお、説明を加えなかったが、経蔵の西隣に大湯屋があることが『山槐記』治承三年(1179)三月三日条に記され、南側の山裾に大納言源隆国住坊南泉坊が位置して

いたことが『宇治拾遺物語』序文に記されている。

第35図は、上述した『洞院摂政記』・『兵範記』から推定できる順路と記された建物、そして『山槐記』指図の建物配置を基本として、他に『中右記』長承元年(1132)九月二十四日条に記載される鳥羽上皇の順路、近年の発掘成果を加味し、主に平等院境内南部の諸堂の位置関係を復元的に示したものである。この図からも理解できるように、多宝塔は鳳凰堂の南東方向の境内東端付近に存在していたとしてよく、西大門から東へ延びる道の東端付近北側が、その場所であったと考えることができる。

**古図に描かれた堂跡** 以上のように、当時の記録から平等院境内南部の建物配置が復元できるのであるが、実態としてこの配置復元が、現在のどの辺りに該当するのかを次に検討してみたい。

検討をする上で大変有効な手掛かりが古図に残されている。この古図は、平等院を共同管理してきた浄土院と最勝院が所蔵する「平等院境内古図」と呼ばれるもので、それぞれ2幅の計4幅が伝えられている。<sup>8)</sup> この内、最勝院が所蔵する「平等院境内古図」乙図は江戸期の平等院付近の様子を描いたものであり、第36図にその書き起こしを示した。古図内の文字は便宜上付したものであり、本来はない。本図の上が西となっていることは、鳳凰堂の向きからして理解でき、境内の様子が比較的正確に描かれていることが、現在の状況や他の絵図との比較から確認できる。この古図で注目すべきは、西大門から東へ延びる道(裏門通り)に沿って四角形の書き込みが認められることである。

浄土院が所蔵する「平等院境内古図」乙図も最勝院所蔵乙図と同様に江戸期に描かれた平等院境内図である。図全体がデフォルマされ、東門や南門などの存在していない建物が想像して描かれているなど、当時の様子を窺う絵画資料としてはやや難しい点があるものの、この古図にも西大門から東へ延びる道沿いに基壇様の建物跡が描かれ、そこに堂跡名が朱墨で注記されている。この堂跡名には、釈迦堂跡や大日堂跡のように全く他の史料には記載されないものや、愛染堂のように明らかにその位置を間違えているものがあり、堂跡名をそのまま信用はできないが、当時の建物跡伝承の様相は窺うことができる。

浄土院所蔵乙図での描かれ方をみれば、最勝院所蔵乙図に描かれた四角形は、当時において認識できた建物跡(堂跡)の表現と考えてよい。すなわち、江戸期においては、西大門から延びる裏門通りに沿って、堂跡が東西に一直線に残っていたと考えられるのである。

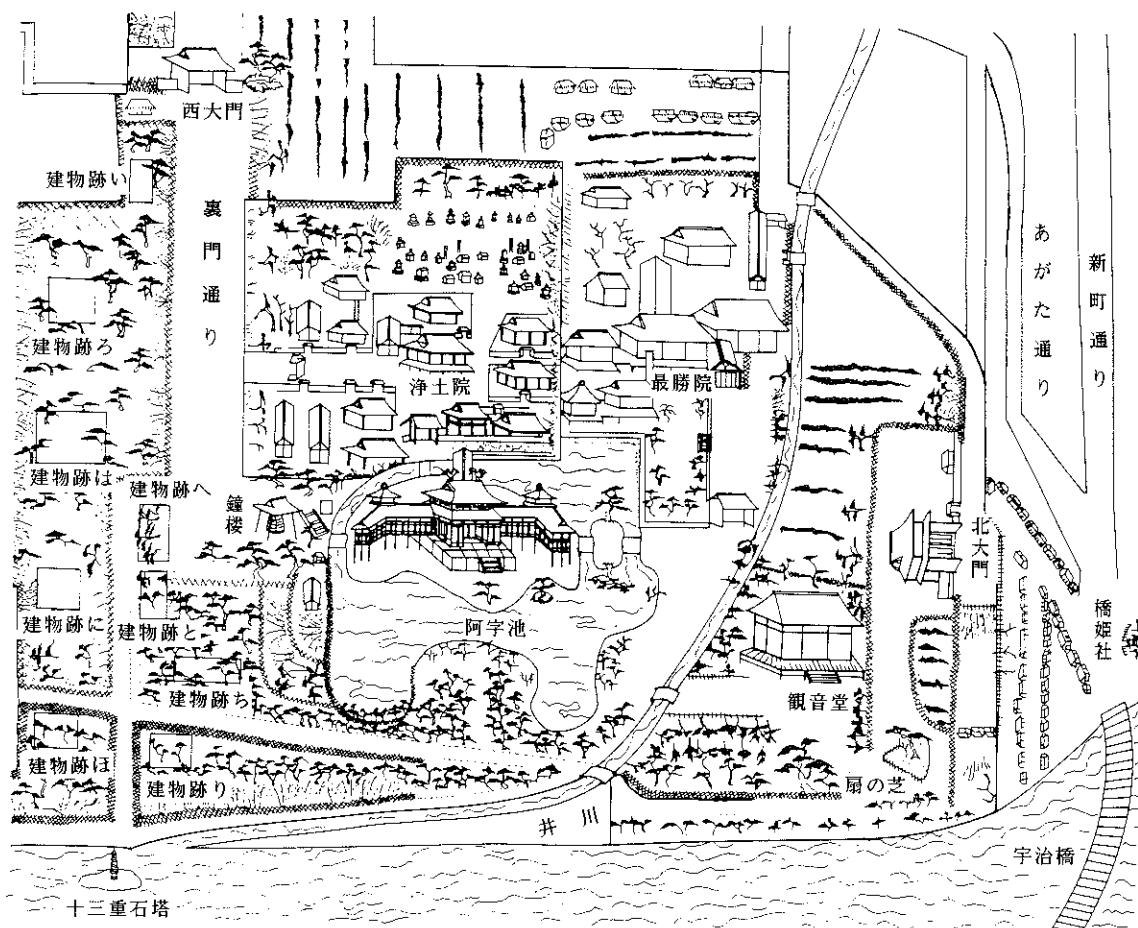
この境内古図に描かれた西大門は、元禄十一年(1698)の宇治郷大火によって楼門である北大門と共に焼失したとされ、現在の県神社よりやや東に建っていた。また西大門を通る裏門通り(江戸期の呼称)は、現在の府道天津南郷宇治線へ受け継がれている。また宇治川小島に描かれた塔は、重要文化財に指定される現在の塔の島十三重石塔のことである。

このような関係から、今回の調査地は最勝院所蔵乙図に描かれた「建物跡り」付近に該当し、ここで検出した基壇建物 S B 60は、江戸期まで地表にその跡を残していた「建物跡り」そのものである可能性が考えられることとなる。

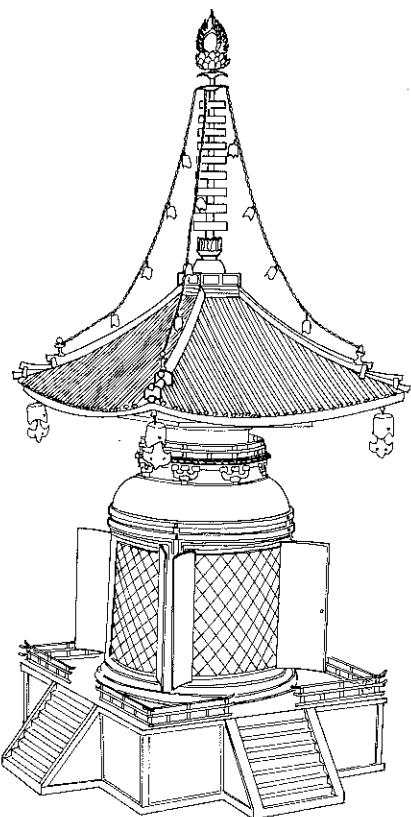
ここで注意したいのは、先に『洞院摂政記』や『兵範記』から想定した平等院境内南部の建物配置関係と、最勝院所蔵乙図に描かれた堂跡と思われる方形表現の配置状況が極めて類似する点である。

最勝院所蔵乙図では、鳳凰堂背後に浄土院と最勝院が描かれ、この部分での堂跡を窺うことはできないが、境内南部の裏門通り沿いには、史料から読み解ける建物配置と同じ様相、すなわち西大門からの道沿いに東西に建物が配置される様相が看取でき、ここに描かれた堂跡は第35図に想定した建物の遺構を現実に示している可能性を、かなり高い確度で考えうる。

とはいっても、現段階で両者の関係全てを明らかにすることは難しく、この同定は今後の課題したいが、多宝塔については西大門から東へ延びる道の東端北側に位置していたことが理解できるため、裏門通りが途中で屈曲し十三重石塔へ至り終わる、その北に位置する「建物跡り」を多宝塔跡に重ね合わせることには、さほど詳細な手続きを必要としないだろう。



第36図 最勝院蔵『平等院境内古図乙図』(書き起こし)



第37図 西大寺金銅製宝塔



第38図 石山寺多宝塔

**多宝塔か宝塔か** このような検討過程の中で、基壇建物 S B 60は年代、史料から想定できる位置関係において、康平四年完成の寛子建立塔に比定しうる条件を備えていることが理解できる。最後に寛子建立塔の塔型式を史料と遺構の状況から検討し、相互の整合性をみておきたい。

この塔の型式については、完成供養の有様が記された『定家朝臣記』康平四年(1061)十月二十五日条には「平等院御塔」と記されるのみだが、『扶桑略記』同年同月条に「多宝塔」と明記され、その塔型式が五重塔などの多重塔ではなく、空海が高野山に建てた新形式の塔から始まる多宝塔であることが理解できることとなっている。

ただし、この「多宝塔」と書かれた文字の意味するものが、現在我々が建築学的に用いる「多宝塔」という用語と同義とは思えない、やや疑問な記述が前出の『定家朝臣記』の中に記されている。それは完成供養の儀式時に、香花、灯明、法具は「塔壇内」に置いたが、礼盤と脇机については塔壇内には置けなかったようで、その理由を割注で「裳層依無壇内狭也」と記している部分である。この「塔壇」は塔の基壇を示すものと考えられ、『中右記』治暦元年(1065)七月九日条に記される平等院五大堂の造営開始記事にも「壇」が基壇を指す箇所が認められる。したがって前出の割注からは、まず塔基壇は亀腹基壇のようなものではなく、通常の基壇型式の小規模なものであるとともに、裳階(層)のない「多宝塔」である可能性を窺うことができる。

現在、多宝塔とは平面が下重方形、上

重円形で軒は上・下重とも方形の二重塔を指し、下重の軒を裳階としている。すなわち、この多宝塔から裳階を取り除いた型式が平等院多宝塔と考えられることとなる。このような単層の塔は現在「宝塔」と呼ばれるものであり、多宝塔と同系統に属する塔型式である。いわば多宝塔とは宝塔に裳階を付けたものであり、古くは共に多宝塔と呼ばれていたらしい。

多宝塔は平安時代以来現代に至るまで数多く建立されているが、宝塔は実塔としては余り建てられなかつたようで、現存例としても室町以前では天文二十五年(1556)の埼玉県慈光寺開山塔を知るのみである。ただし工芸品としての宝塔例は多く、第37図に示した文永七年(1270)銘の奈良県西大寺金銅製宝塔(壇塔)はその一つである。

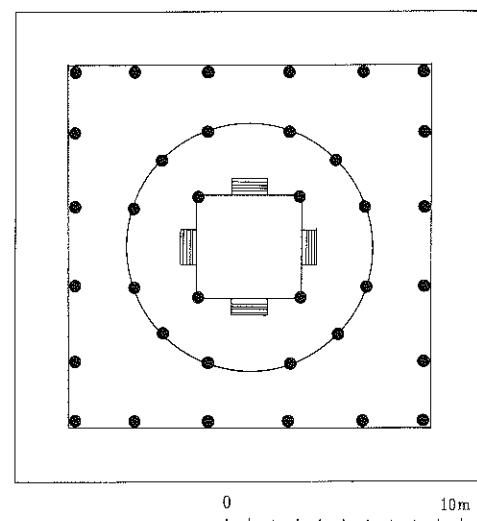
このように「平等院御塔」は、塔建築としては稀な宝塔型式を採用したものである可能性が高いが、それは基壇建物SB60の内容からも窺うことができる。

多宝塔の基壇は、現存例を見る限り基本的に亀腹基壇を採用している。亀腹基壇とは床張り建物の下部に造られる低い土盛りの基壇であり、石山寺多宝塔を見ても理解できるように、基壇本体は縁に隠れて外から大変見づらい形となっている。また、塔に登る階段は、現在は石造りのものとなっている例が多いが、本来は木造階段であったと思われる。

これに対して宝塔の基壇は『法華経縁起絵巻』等の絵画資料を見ると壇正積基壇等の通常の基壇構造として描かれおり、また宝塔工芸品の中にも壇正積基壇様に製作されているものが多い。また、階段は基壇への作り付けとなっている。このような状況からは、多宝塔と宝塔との構造的差異は塔本体部だけではなく、採用する基壇型式としても現れているとすることが可能である。

基壇建物SB60は大きく破損を被っており基壇構造を明快に把握しえないが、基壇本体に階段の張り出しが付設されることからすれば、亀腹基壇を想定するよりは壇正積基壇等の通常の基壇構造を想定すべきであり、この点において基壇建物SB60は、その構造からも『定家朝臣記』から推定できる宝塔型式であったとすることは可能であると考える。

**塔の規模** 以上、諸種の手続きを踏みながら、基壇建物SB60が寛子建立塔に比定できることを指摘した。『定家朝臣記』の完成供養記事から、この塔は実塔としては珍しい宝塔であり、比較的小型の塔として読み取ることができるが、この点について、多宝塔と宝塔との関係を踏まえながら参考となる資料を少し提示しておきたい。



第39図 根来寺多宝大塔平面図

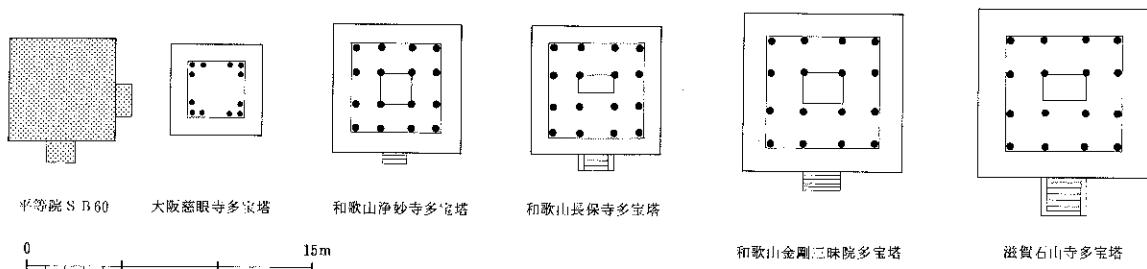
多宝塔・宝塔と呼ばれる多重塔と別系統の塔型式は、弘法大師空海が高野山に建立した大日如来を表す塔から始まるとされ、和歌山県根来寺例を代表とする初重方五間の多宝大塔は、この空海が建てた塔に近い形式と考えられている。根来寺多宝大塔は、外見上通常の多宝塔と変わりないが、初重内部には四天柱を取り巻く円形柱列(水輪柱)がみられ、宝塔に裳階を付した形が多宝塔へとつながっていったことをよく示している。すなわち多宝塔とは、宝塔の塔身保護施設であるべき裳階が時間的経過の中で本来の機能を失い、内部の塔身を簡略化した塔であると考えられるのである。

第1表は、桃山期以前に建てられた主要現存多宝塔をまとめたものであり、初層平面一辺の規模を『重要文化財 4 建築』(毎日新聞社)を参考にして示している。また、第40図は基壇建物 S B 60と鎌倉期多宝塔建築とを同縮尺で比較したものである。

これらをみると、石山寺や金剛三昧院多宝塔規模の宝塔では、基壇建物 S B 60は手狭となり、浄妙寺や長保寺などの多宝塔規模宝塔が比較的妥当なところと想定できる。

**塔の廃絶時期** 発掘調査の中では、塔の廃絶時期を窺う資料の出土はなく、土層の堆積状況から中世期に廃絶した可能性が考えられる程度である。管見の限りでは文献史料でも塔に関係するものは少ないが、『勘仲記』建治二年(1276)七月二十四日条で、摂政兼平が経蔵西側の大湯屋御所を出発して塔に立ち寄った記載があり、この塔は記事の内容から寛子建立の塔と判断できるため、13世紀後半以降、中世という時代の中で廃絶したと考えられる。

**塔と園路 S F 61** 基壇建物 S B 60から西方に、幅 6 m 程の白砂敷き園路 S F 61が延びていることを昨年の調査で確認している。平等院内の園路については、前述した「山路」以外に「野路」と呼ばれる園路が園池東側を南北に延びていることが史料より理解できる。『中右記』長承元年(1132)九月二十四日条では、鳥羽上皇は本堂から鳳凰堂へ向かい、尾廊から入り礼拝した後、池沿いに進み小御所に立ち寄り、更に「野路」を経て花園(花苑)を見、舞台北を通り経蔵に入っている。園路 S F 61は、この野路そのものではないであろうが、状況的には野路から基壇建物 S B 60へ続く道、すなわち野路から塔への枝道であると考えられる。当時の境内移動には牛車が使用されていることからすれば、道幅 6 m の規模も納得がいく。



第40図 多宝塔平面規模比較図

第1表 桃山以前の現存主要多宝塔一覧

No	府 績	寺院名	塔型式	時 代	初層一辺	備 考
1	滋賀県	石 山 寺	三間多宝塔	鎌倉時代	5.82m	建久5(1194)四天柱
2	和歌山県	金剛三昧院	三間多宝塔	鎌倉時代	5.52m	貞応2(1223)四天柱
3	大阪府	慈 眼 院	三間多宝塔	鎌倉時代	2.69m	文永8(1271)内無柱
4	京都府	金 胎 寺	三間多宝塔	鎌倉時代	4.18m	永仁6(1298)内無柱
5	和歌山県	淨 妙 寺	三間多宝塔	鎌倉時代	4.31m	四天柱
6	京都府	大福光寺	三間多宝塔	鎌倉時代	3.88m	来迎柱
7	岐阜県	日 竜 峯 寺	三間多宝塔	鎌倉時代	3.97m	来迎柱
8	和歌山県	長 保 寺	三間多宝塔	鎌倉時代	4.63m	四天柱
9	広島県	淨 土 寺	三間多宝塔	鎌倉時代	6.61m	元徳1(1329)四天柱
10	大阪府	法 道 寺	三間多宝塔	室町時代	4.87m	正平23(1368)来迎柱
11	愛知県	性 海 寺	三間多宝塔	室町時代	3.64m	来迎柱
12	京都府	宝 塔 寺	三間多宝塔	室町時代	2.91m	永享11(1439)来迎柱
13	愛知県	密 藏 院	三間多宝塔	室町時代	4.89m	四天柱
14	和歌山県	護 国 院	三間多宝塔	室町時代	4.90m	文安6(1449)四天柱
15	奈良県	吉 田 寺	三間多宝塔	室町時代	3.73m	寛正4(1463)来迎柱
16	兵庫県	徳 光 院	三間多宝塔	室町時代	3.64m	文明5(1473)来迎柱
17	京都府	智 恩 寺	三間多宝塔	室町時代	4.85m	明応9(1500)来迎柱
18	愛知県	知立神社	三間多宝塔	室町時代	4.12m	永正6(1509)来迎柱
19	広島県	嚴鳥神社	三間多宝塔	室町時代	4.30m	大永3(1523)来迎柱
20	愛知県	東觀音寺	三間多宝塔	室町時代	3.33m	大永8(1528)来迎柱
21	和歌山県	根 来 寺	五間多宝塔	室町時代	14.92m	(1492-1555)大塔
22	埼玉県	金 鑽 寺	三間多宝塔	室町時代	3.93m	天文3(1534)来迎柱
23	愛知県	大 樹 寺	三間多宝塔	室町時代	4.36m	天文4(1535)来迎柱
24	愛知県	觀 音 寺	三間多宝塔	室町時代	3.59m	天文5(1536)来迎柱
25	大阪府	大威德寺	三間多宝塔	室町時代	3.10m	天文年間 来迎柱
26	愛知県	万 德 寺	三間多宝塔	室町時代	-	来迎柱
27	山口県	關伽井坊	三間多宝塔	室町時代	3.95m	四天柱
28	大阪府	勝 鏊 院	三間多宝塔	桃 山	6.45m	慶長2(1597)四天柱
29	京都府	常 寂 光 寺	三間多宝塔	桃 山	3.33m	来迎柱
30	大阪府	金 剛 寺	三間多宝塔	桃 山	5.75m	四天柱
(宝 塔)						
31	愛知県	性 海 寺	宝 塔	鎌倉時代	径0.72m	堂内安置木造小宝塔
32	埼玉県	慈 光 寺	宝 塔	室町時代	径1.61m	天文25(1556)

## B. 塔の川遺跡について

平等院下層に弥生～奈良時代を中心とする集落遺跡の存在を確認し、この遺跡を当地の字名によって「塔の川遺跡」と命名したことは前述したとおりである。ここでは、この新発見集落遺跡である塔の川遺跡について整理しておきたい。

**塔の川遺跡の発見** 平成2年度に開始された史跡・名勝平等院庭園保存整備に伴う発掘調査において、庭園造成に伴う盛土中に弥生～奈良時代の土器が散見され、平等院に重複して当該時代の遺跡が存在する可能性については既に指摘したところである。しかし、平等院庭園内から出土する土器は、いずれも後世の庭園造成に伴い搅拌され庭園盛土に紛れ込んだものであり、遺跡存在の確認には遺構の検出が必須であった。平等院現境内及び旧境内を含め、当該時代の遺構を確認したのは昨年度に実施した多宝塔推定地第1次調査が初めてであり、この調査よって塔の川遺跡を認知することとなった。

**遺跡の範囲** 塔の川遺跡の範囲については現在のところ明確ではないが、現状での平等院旧境内域及びその西に広がる宇治市街遺跡の弥生～古墳時代中期までの遺物出土場所をみると、今回の調査地点を含む平等院旧境内南部域宇治川縁にまとまる傾向が読み取れ、概ねこの範囲に塔の川遺跡が展開していると想定している。すなわち塔の川遺跡は、宇治川が山間から平野に流れだした左岸部の、川に臨む狭い段丘上に営まれた遺跡であると考えられるのである。

**遺跡の時代** 前回の多宝塔推定地第1次調査と今回の発掘調査で検出された主な遺構は、古墳時代前期の竪穴住居や弥生時代終末から古墳時代にかけての遺構であり、他の時代のものは少ない。しかし、これら遺構を覆う遺物包含層や平等院庭園盛土内、また想定遺跡範囲内で採集された遺物を概観すると、遺跡存続の時間は長期に及ぶ。

前回の第1次調査や平等院境内西南の浄土院内から縄文時代後期の土器片が出土していることから、遺跡の始まりは縄文時代まで遡る可能性は高いが、土器が比較的まとまって見出だされ始めるのは弥生時代中期からであり、この頃に基本的には塔の川遺跡が成立したと考えられる。これ以降、若干の間断はあるが奈良時代までの遺物がほぼ継続的に認められ、長期にわたってこの宇治川縁に人々が住み続けたことを示している。

平安時代前期・中期の様子については、遺構・遺物共に明確な状況を現在把握できていないが、平等院の創立にあたって、当該部分は平等院境内に組み込まれたのは確かである。

**遺跡の性格** 塔の川遺跡を特徴づけるものは、遺跡の存続幅が長期であることと、川岸に営まれている点である。当該地は、宇治橋に象徴されるように、宇治川の渡河点として記紀にも度々記載される場所であり、塔の川遺跡が長期にわたって存続することを担保したものは、この地理的条件であったと考えられる。

遺構	塔の川遺跡関係出土土器
縄文時代後期	
弥生時代中期・後期	<p>土壤 SK 32 掘立柱建物 SB 56・58</p> <p>土壤 SX 66</p> <p>堅穴住居 SB 17</p> <p>土壤 SK 10</p>
古墳時代	<p>40 cm</p> <p>0</p>
飛鳥・奈良時代	<p>焼土壤 SK 01・14</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1次調査出土</li> <li>● 2次調査出土</li> <li>□ 平等院庭園地</li> </ul>

第41図 塔の川遺跡出土土器編年略図

### C. おわりに

以上、今回の発掘調査の概要と基壇建物 S B 60、塔の川遺跡についての若干のまとめを述べた。

昨年度及び今年度で発掘調査した面積は、決して広いものではなかったが、既に述べてきたように、その成果から導き出される歴史の復元は、予想を越えて重要なものとなった。

特に、平等院関係では、頼通の娘四条宮寛子が建てた多宝塔(宝塔)跡と想定可能な遺構基壇建物 S B 60と園路 S F 61を検出し、平等院伽藍復元に今までにない貴重な資料を提供することとなった。

また、下層で検出した塔の川遺跡は、平等院創立前、長期にわたってこの部分に宇治川渡河点集落が営まれていたことを明らかにした。

平等院そして宇治川渡河という点は、宇治の歴史を考えるとき、極めて注意すべきものであると共に、現在もなお宇治という土地を歴史的に地理的に規定しているものである。図らずも、この両者についての実相の一端が明らかとなつたのは、宇治にとって大きな収穫であったと考える。

冒頭でも述べたように今回の発掘調査は、京都府が行う宇治公園の施設整備に伴うものである。この事業に今回の発掘調査成果が生かされ、歴史薫る公園へと整備されることを期待し、また、調査にご指導、ご協力いただいた各位に心より感謝申し上げ、本報告のおわりとしたい。

(註)

- 1) 『平等院旧境内多宝塔推定地第1次発掘調査概報』(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第24集)、宇治市教育委員会、1994。
- 2) 鳥羽離宮での礫を用いた地業は、金剛心院糞迦堂跡例を始め数箇所で検出されている。この地業は埴込み地業であり、拳大の礫敷きと粘土張りを交互に繰り返す大規模なものである。  
『増補改編鳥羽離宮跡』、財団法人京都市埋蔵文化財研究所、1984。他
- 3) 『国宝平等院鳳凰堂修理工事報告書』、京都府教育庁文化財保護課、1957。
- 4) 『平等院旧境内遺跡発掘調査概報』(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第22集)、宇治市教育委員会、1993。
- 5) 「平安京跡(左京内膳町)昭和54年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』京都府教育委員会、1980。
- 6) 藤島亥治郎編『平泉毛越寺と觀自在王院の研究』、東京大学出版会、1961。
- 7) 清水擴『平安時代仏教建築史の研究』、中央公論美術出版、1992。
- 8) 最勝院所蔵「平等院境内古図」甲図は、平等院の往時の姿を想像を交えて描いたもので、近世初頭の作である。同乙図は甲図とは対照的に、近世後期の平等院を描いたものである。共に宇治市指定文化財。  
浄土院所蔵「平等院境内古図」甲図は、江戸期平等院の鳳凰堂周辺を描いたもので、乙図は江戸期の境内の様子に幾つかの建物を想像して書き加えたものである。

第2表 抄 錄

ふりがな	びょうどういんきゅうけいだいたはうとうすいていちだい2じはくつちょうさがいはう							
書名	平等院旧境内多宝塔推定地第2次発掘調査概報							
副書名	京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う発掘調査							
卷次								
シリーズ名	宇治市埋蔵文化財発掘調査概報							
シリーズ番号	第26集							
編著者名	杉本 宏、吹田直子							
編集機関	宇治市教育委員会							
所在地	〒611 京都府宇治市宇治琵琶33番地							
発行年月日	西暦 1995年3月31日							
所収遺跡名	所在地	査村コード	遺跡番号	北緯	東経	期間	面積	原因
平等院旧境内遺跡 塔の川遺跡(新発見)	宇治市 宇治塔の川	26204	80	34度 53分 10秒	135度 48分 45秒	940425 ~ 940812	225m <sup>2</sup>	公園整備
遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
平等院旧境内遺跡	寺院跡	平安時代	多宝塔基壇	瓦・土師器	四条宮寛子建立の塔跡			
塔の川遺跡	集落跡	弥生時代 古墳時代	不明遺構	弥生土器 土師器 鉄 銚	平等院下層遺跡			

---

(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報 第26集)  
平等院旧境内多宝塔推定地第2次発掘調査概報  
—京都府立宇治公園都市公園施設整備に伴う発掘調査—

発行日 平成7年3月31日

発行者 宇治市教育委員会  
〒611京都府宇治市宇治琵琶33番地

編集 社会教育課 文化財保護係

製作 河北印刷株式会社

---